

第4部 生活環境の現況と対策

第1章 大気環境

第2章 水環境

第3章 土壌環境・地盤環境

第4章 騒音・振動・悪臭

第5章 ダイオキシン類

第6章 環境相談

第7章 特定工場における公害防止の取組

第4部 生活環境の現況と対策

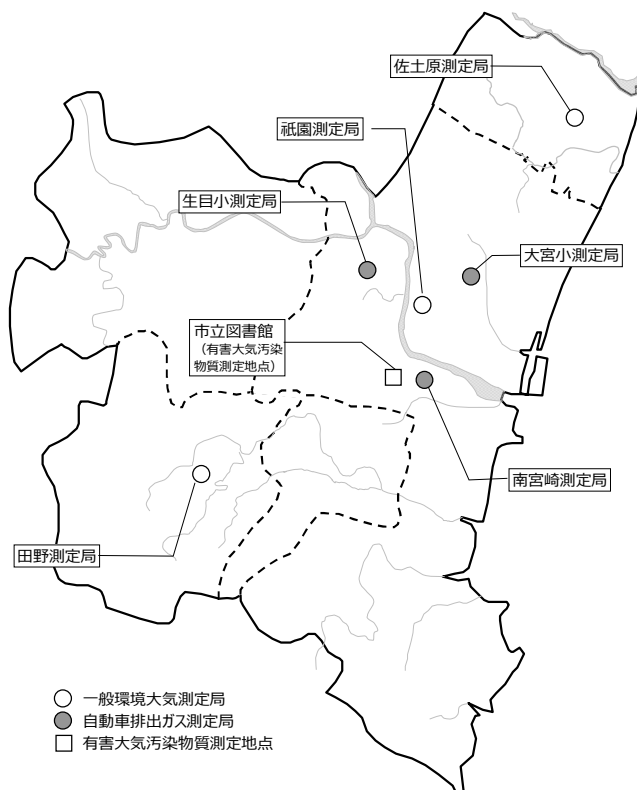
第1章 大気環境

1 概況

本市では、大気汚染の状況を常時監視するため、一般環境大気測定局3局と自動車排出ガス測定局3局を設置し365日24時間測定しています。

測定したデータについては、テレメータシステムにより県の中央監視局を経て宮崎市大気汚染常時監視測定局（環境指導課）に伝送され、常時監視を行っています。

また、市立図書館1地点で毎月1回有害大気汚染物質の測定を実施しています。



宮崎市大気汚染常時監視測定局

区 分	測 定 局 名 (所 在 地)	用途地域	測 定 項 目							
			二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	微小粒子状物質
一 般 環 境 大 気 測 定 局	佐土原測定局 (佐土原町下田島20660)	第2種住居	○		○	○			○	○
	祇園測定局 (祇園2丁目135)	準工業	○	○	○	○			○	○
	田野測定局 (田野町甲2818)	第1種住居	○			○			○	○
自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	大宮小学校測定局 (下北方町849)	第2種住居		○		○	○	○		○
	南宮崎測定局 (中村東3丁目2-27)	商業		○		○		○		
	生目小学校測定局 (大字浮田2751-14)	調整			○			○		○

※ 大宮小学校測定局は平成29年4月から測定開始。（高千穂通測定局での測定は平成29年3月まで）

令和5年度の常時監視測定結果から本市の大気汚染の状況を見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び微小粒子状物質（PM2.5）については全ての測定局で環境基準を達成しています。

光化学オキシダントについては、測定を行った全ての測定局で、環境基準を達成しませんでした。

環境基準達成状況

項 目	測定局数	測 定 結 果
二酸化硫黄（SO ₂ ）	3	全測定局で環境基準を達成
二酸化窒素（NO ₂ ）	2	全測定局で環境基準を達成
光化学オキシダント（Ox）	3	全測定局で環境基準を未達成
浮遊粒子状物質（SPM）	5	全測定局で環境基準を達成
一酸化炭素（CO）	1	全測定局で環境基準を達成
微小粒子状物質（PM2.5）	5	全測定局で環境基準を達成

環境基準

「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のことで、その評価方法は短期的評価と長期的評価が示されています。

ア 短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

イ 長期的評価

（ア）二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行います。

（イ）浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行います。

ただし、上記の評価方法に関わらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とします。

（ウ）微小粒子状物質

微小粒子状物質のばく露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、ばく露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行います。

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較します。

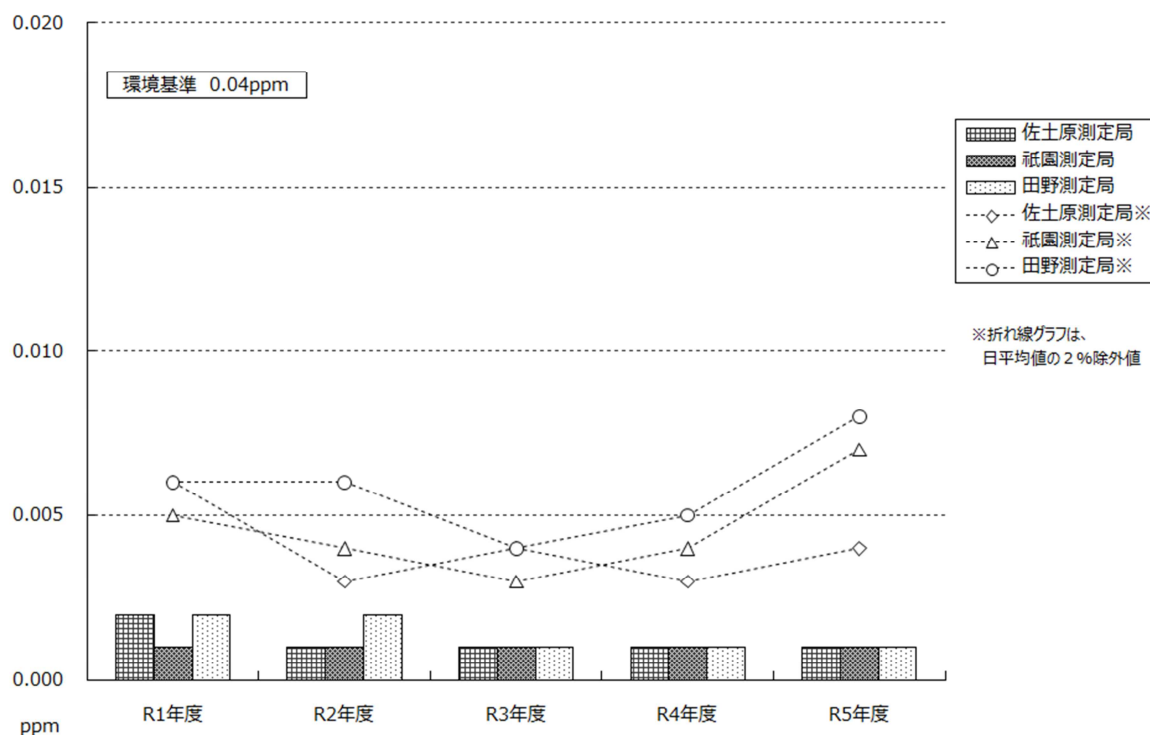
短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較します。

(1) 汚染物質別の大気状況

ア 二酸化硫黄 (SO₂)

佐土原測定局、祇園測定局及び田野測定局の計3局で常時測定を行いました。各測定局における測定結果は資料編<表-1> (P94) のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成しています。

過去5年間の年平均値の推移は下図のとおりです。



大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

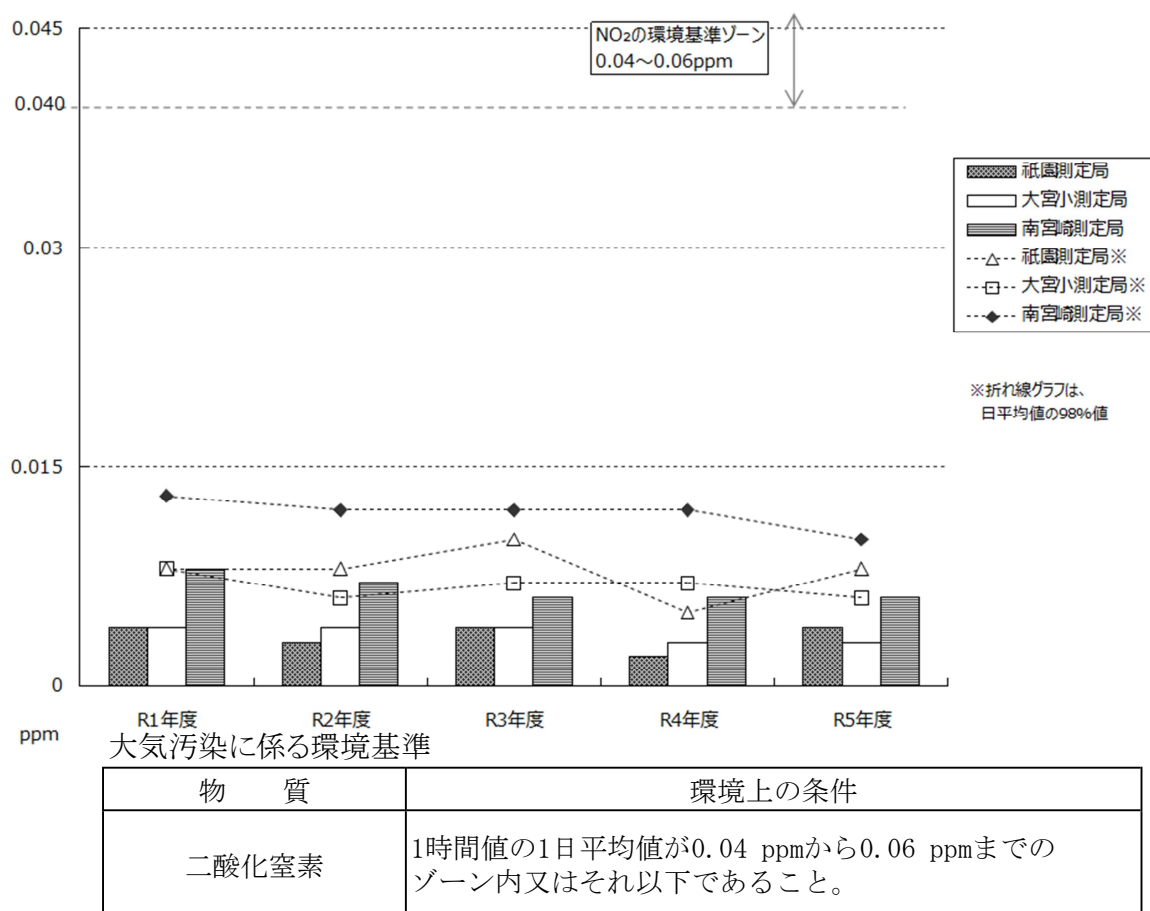
イ 窒素酸化物 (NO+NO₂)

祇園測定局、大宮小学校測定局及び南宮崎測定局の計3局で測定を行いました。但し、祇園測定局については、故障により有効な測定時間 (6,000 時間以上/年) に満たないため、参考値扱いとします。

各測定局における測定結果は、資料編<表-2~4> (P94~95) のとおりです。

二酸化窒素の環境基準の評価基準である日平均値の年間98%値は、全ての測定局で基準値の0.06 ppmを下回っており、環境基準を達成しています。

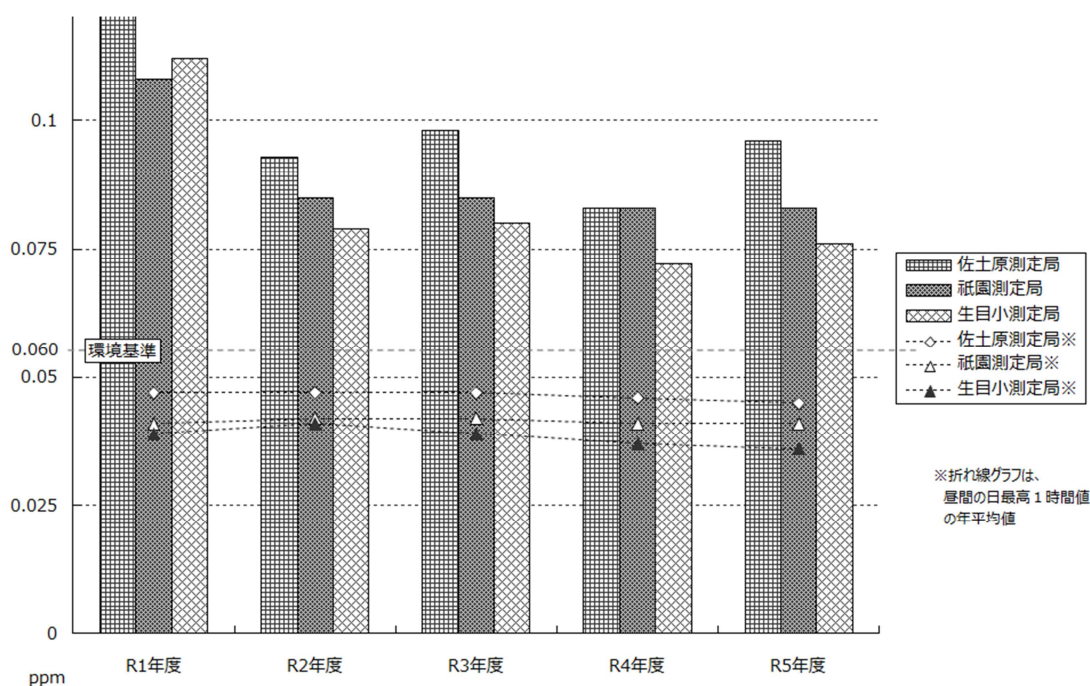
過去5年間の二酸化窒素 (NO₂) の年平均値の推移は次の図のとおりです。



※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

ウ 光化学オキシダント (O_x)

佐土原測定局、祇園測定局及び生目小学校測定局の計3局で常時測定を行いました。
過去5年間の、昼間の一時間値の最高値の推移は下図のとおりです。



測定局における測定結果は資料編＜表－5＞（P96）のとおりで、全測定局で環境基準を超えた時間があり、環境基準を達成しませんでした。

光化学オキシダント濃度を上昇させる要因としては、地域での生成、大陸からの移流と成層圏オゾンの大気沈降などが考えられています。

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
光化学 オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。

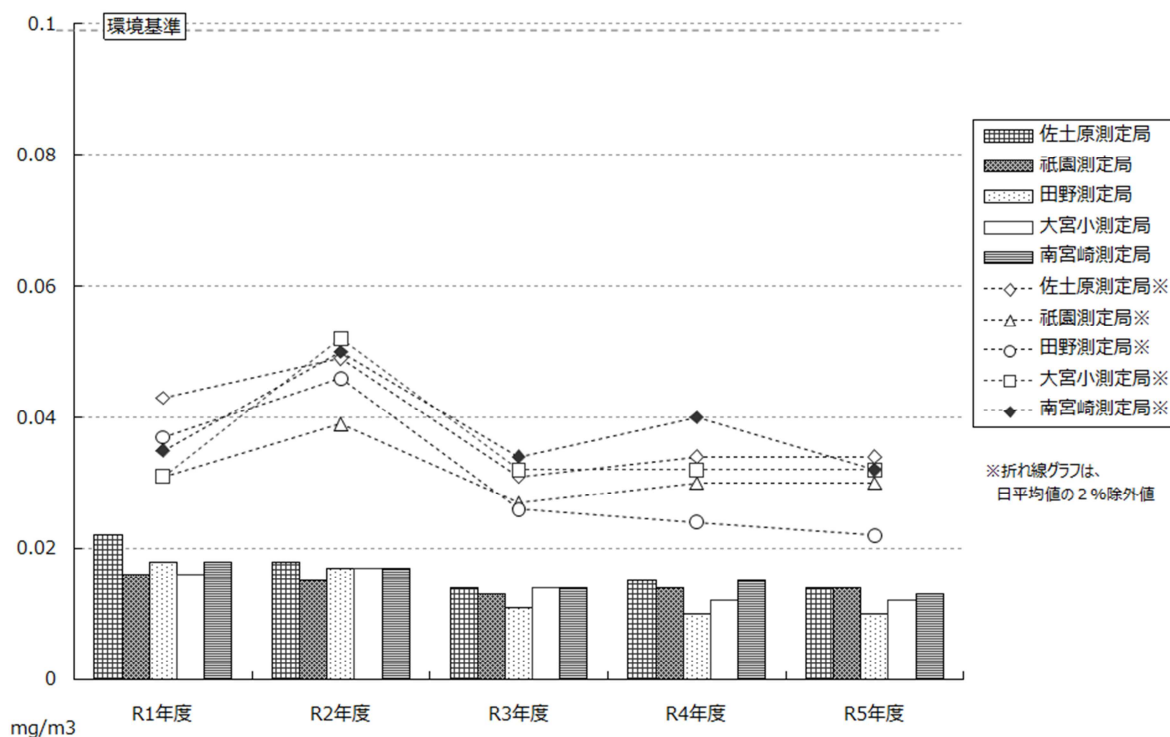
※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

エ 浮遊粒子状物質（SPM）

佐土原測定局、祇園測定局、田野測定局、大宮小学校測定局及び南宮崎測定局の計5局で常時測定を行いました。

各測定局における測定結果は資料編＜表－6＞（P96）のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成しています。

過去5年間の年平均値の推移は下図のとおりです。



大気汚染に係る環境基準

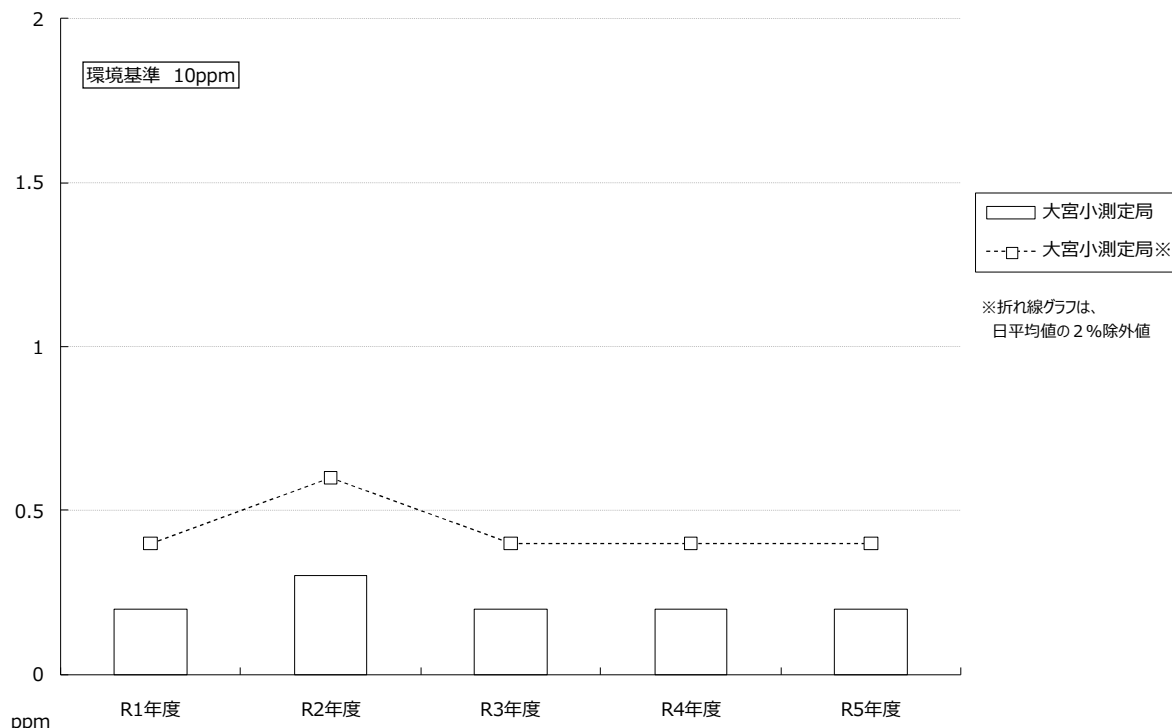
物 質	環境上の条件
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

オ 一酸化炭素 (CO)

大宮小学校測定局で常時測定を行いました。測定結果は資料編＜表－7＞（P97）のとおりで、環境基準を達成しています。

過去5年間の年平均値の推移は下図のとおりです。



大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

カ 炭化水素 (NMHC+CH₄)

炭化水素については環境基準は定められていませんが、指針値が示されているため、大宮小学校測定局、南宮崎測定局及び生目小学校測定局の計3局で常時測定を行いました。

各測定局における測定結果は資料編＜表－8～10＞（P97～98）のとおりで、光化学オキシダント生成防止のための非メタン炭化水素については指針値を超えた日はありませんでした。

備考 「ppmC」とは、メタン濃度を基準にした濃度を指す。

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

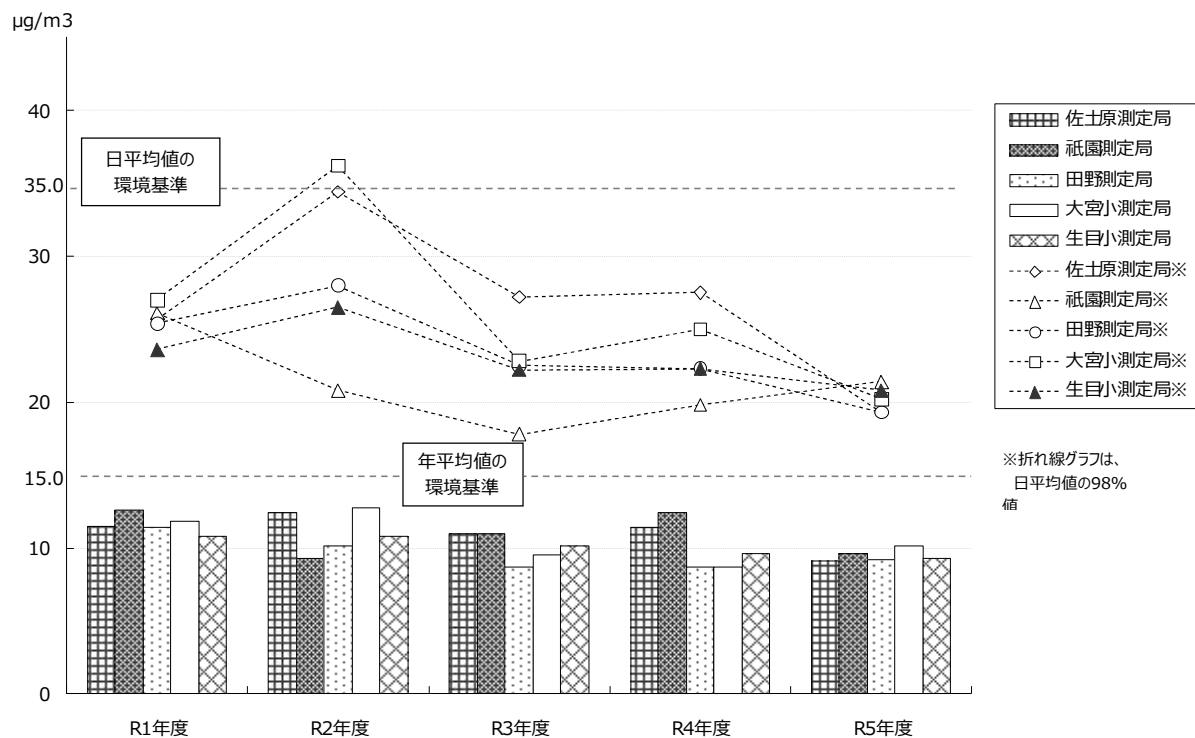
物 質	指 針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06 ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20 ppmCから0.31 ppmCの範囲にある。

キ 微小粒子状物質(PM_{2.5})

佐土原測定局、祇園測定局、田野測定局、大宮小学校測定局及び生目小学校測定局の計5局で常時測定を行いました。

各測定局における測定結果は資料編＜表－11＞(P99) のとおり環境基準を達成しています。

過去5年間の年平均値の推移は下図のとおりです。



大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング

平成10年4月から優先取組物質23物質について市立図書館で月1回(「ダイオキシン類」は年4回)の調査を実施しています。23物質のうち「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については、現時点では測定が困難であるため、当面クロム及びその化合物の全量(クロム換算値)を測定しています。また、「ダイオキシン類」につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき測定を行っています。(P81)

令和5年度の調査結果は下の表のとおりで、各物質の詳細については資料編<表-12>(P100)に掲載しています。

測定物質のうち、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については、すべて環境基準を達成しています。

令和5年度有害大気汚染物質測定調査結果

番号	物質名	単位	測定値	最小値	～	最大値	環境基準
1	アクリロニトリル	μg/m ³	0.0031	(<0.0011)	～	0.016	—
2	アセトアルデヒド	μg/m ³	1.3	0.82	～	2.0	—
3	塩化ビニルモノマー	μg/m ³	(0.0028)	(<0.0008)	～	(<0.008)	—
4	塩化メチル	μg/m ³	1.2	1.0	～	1.7	—
5	クロム及びその化合物	ng/m ³	0.72	0.072	～	1.6	—
6	クロロホルム	μg/m ³	0.13	0.085	～	0.25	—
7	酸化エチレン	μg/m ³	0.046	0.026	～	0.085	—
8	1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.15	0.044	～	0.53	—
9	ジクロロメタン	μg/m ³	1.2	0.24	～	2.2	150
10	水銀及びその化合物	ng/m ³	1.5	1.3	～	2.4	—
11	テトラクロロエチレン	μg/m ³	(0.011)	(<0.0015)	～	0.058	200
12	トリクロロエチレン	μg/m ³	(0.006)	(<0.004)	～	(0.027)	130
13	トルエン	μg/m ³	1.6	0.56	～	2.7	—
14	ニッケル化合物	ng/m ³	0.83	0.20	～	1.7	—
15	ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.71	0.023	～	1.4	—
16	1,3-ブタジエン	μg/m ³	(0.0069)	(<0.003)	～	0.020	—
17	ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.0050	(<0.0004)	～	0.010	—
18	ベンゼン	μg/m ³	0.50	0.16	～	0.80	3
19	ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.051	0.0047	～	0.16	—
20	ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.6	1.0	～	2.8	—
21	マンガン及びその化合物	ng/m ³	5.2	0.25	～	9.2	—

※ 数値前の“<”は、測定結果が検出下限値未満のため、検出下限値を記載したものに表示。

※ 平均値には算術平均を用い、検出下限値未満は、検出下限値の1/2として計算した。

(3) 大気環境基準・指針

大気汚染に係る環境基準は、大気保全行政の目標として環境基本法に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として定められています。

この環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの10物質について定められています。また、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針」として11物質が定められています。

さらに、低濃度長期ばく露による健康影響を未然に防止する観点から、有害大気汚染物質のうち、特に健康リスクが高いとされる物質であるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質が指定され、それぞれ排出抑制基準が定められています。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンに係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値

物 質	指 針
アクリロニトリル	年平均値 2 μg/m ³ 以下
アセトアルデヒド	年平均値 120 μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μg/m ³ 以下
塩化メチル	年平均値 94 μg/m ³ 以下
クロロホルム	年平均値 18 μg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 μg/m ³ 以下
水銀及びその化合物	年平均値 0.04 μg/m ³ 以下
ニッケル化合物	年平均値 0.025 μg/m ³ 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値 0.006 μg/m ³ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 μg/m ³ 以下
マンガン及びその化合物	年平均値 0.14 μg/m ³ 以下

2 大気汚染防止法に基づく規制

(1) 工場・事業場対策

大気汚染に関する法律は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及びみやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成 17 年宮崎県条例第 20 号）があり、ボイラー等のばい煙発生施設、土石の堆積場等の一般粉じん発生施設、塗装施設等の揮発性有機化合物排出施設、及び水銀排出施設を設置、変更又は廃止する者は宮崎市長に届け出なければならないこととなっています。

これらの施設は、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等の排出規制、粉じん飛散防止の構造等の規制、揮発性有機化合物の排出規制、水銀の排出規制を受けることになり、市は、これらの施設の状況について報告を求め、工場・事業場内に随時立入検査を実施し、施設の使用状況及び管理状況の確認、測定などを行っています。

令和 5 年度工場・事業場への立入検査実施件数

法対象区分	工場・事業場数	施設数	行政指導施設数
大気汚染防止法 ばい煙発生施設	14	29	6
電気事業法 ばい煙発生施設	7	11	0
大気汚染防止法 一般粉じん施設	1	63	1
県条例 一般粉じん施設	1	20	1
VOC排出施設	0	0	0
水銀排出施設	1	1	0

令和 5 年度測定件数

法対象区分	硫黄酸化物	ばいじん	窒素酸化物
ばい煙発生施設	2	2	2

(2) 大気汚染防止法に基づく届出事業場数

令和 5 年度末現在の市内の大気汚染防止法及びみやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づく、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設の届出状況については、P37 のとおりです。

その他、特定粉じんにつきましては、発生施設はありませんが、特定粉じん排出等作業実施届出件数は 4 件ありました。

ばい煙発生施設			
法・条例	施設の種類		工場・事業場数
法	1項	ボイラー	171
	10項	直火炉	3
	11項	骨材乾燥炉	6
		その他乾燥炉	6
	13項	廃棄物焼却炉	5
	29項	ガスタービン	31
	30項	ディーゼル機関	173
	31項	ガス機関	5
	小計		400
条例	乾燥炉		1
	小計		1

一般粉じん発生施設			
法・条例	施設の種類		工場・事業場数
法	2項	堆積場	8
	3項	コンベア	58
	4項	破砕機・摩砕機	10
	5項	ふるい	6
	小計		82
条例	1項	コンベア	69
	2項	破砕機・摩砕機	2
	3項	ふるい	6
	小計		77

揮発性有機化合物(VOC)排出施設			
法・条例	施設の種類		工場・事業場数
法	2項	塗装施設	0
	4項	乾燥施設	0
	小計		0

水銀排出施設			
法・条例	施設の種類		工場・事業場数
法	8項	廃棄物焼却炉	8
	小計		8

※ 電気工作物、ガス工作物、鉱山保安法に規定するばい煙発生施設を含む。

第2章 水環境

本市では、公共用水域及び地下水の水質状況を把握するため、河川及び海域の35地点において人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）等（＜表－3～6＞（P44～47）参照）の調査を行っています。また、国及び県において6地点（市実施地点と3地点重複）で調査が実施されています。

地下水については、28地点において環境基準項目等の調査を実施しています。

1 概況

健康項目については、8地点（相生橋、柳瀬橋、梁川流量観測所、木崎橋、庵屋橋、天神橋、石崎橋、一ツ瀬橋）で測定を実施した結果、すべての地点において環境基準を達成しました。

生活環境項目については、環境基準の類型指定（＜表－7＞（P48～49）参照）がされた10水域（大淀川下流、本庄川下流、境川、浦之名川、清武川下流、清武川上流、加江田川、石崎川、一ツ瀬川下流、日南海岸）において、水質の程度を判断するBOD及びCODの75%値は、全て環境基準を達成していました。

要監視項目については、調査を行った7地点（相生橋、柳瀬橋、木崎橋、庵屋橋、天神橋、石崎橋、一ツ瀬橋）において、全て指針値に適合していました。

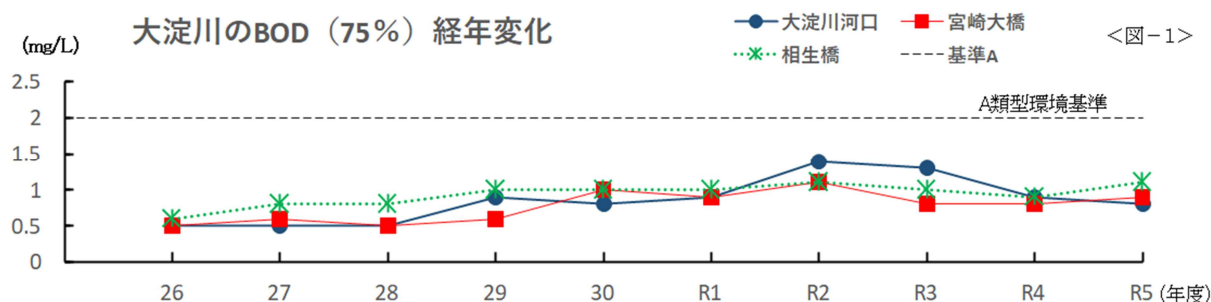
なお、地点別総括表については資料編＜表－13～16＞（P101～108）、測定地点については＜図－10＞（P43）のとおりです。

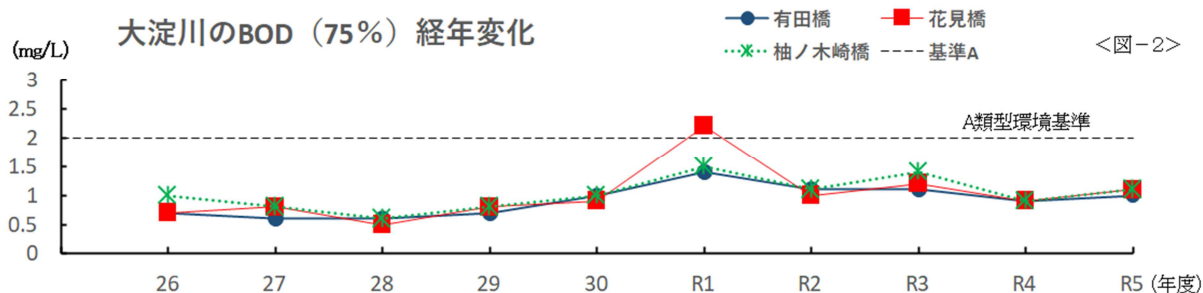
（1）水域別の水質の現況

水域別の水質状況は、水質汚濁の代表的な水質指標であるBOD及びCODの経年変化等をみると次のとおりです。

ア 大淀川

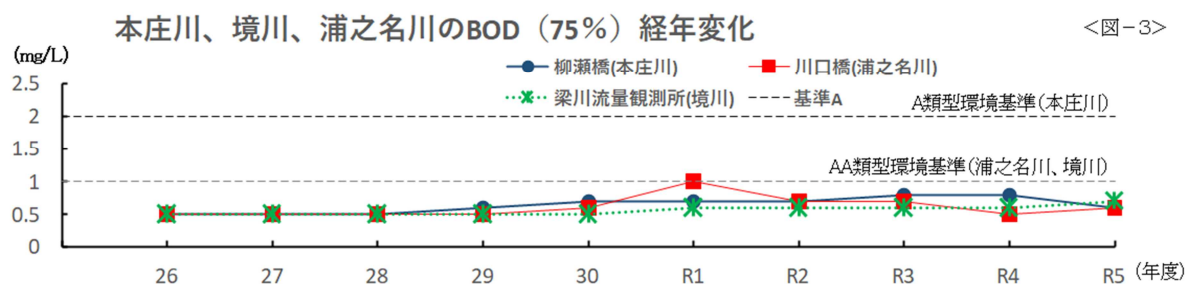
各地点のBOD（75%値）の経年変化を＜図－1＞＜図－2＞でみると、令和5年度は、0.8 mg/L ～1.1 mg/L の値となっています。





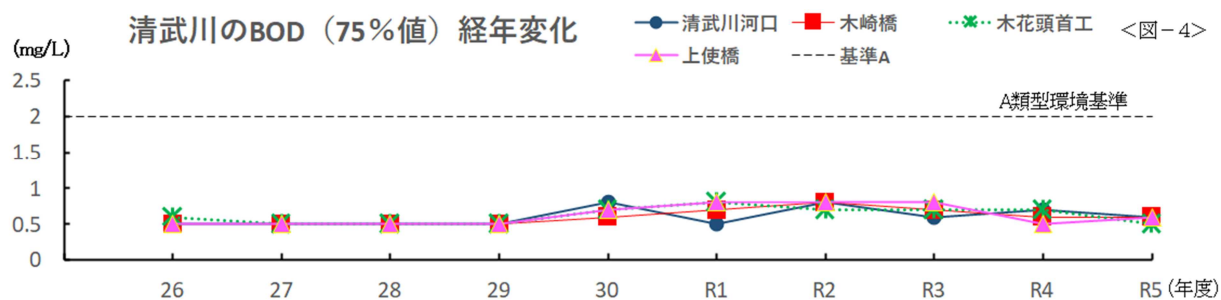
イ 本庄川、境川、浦之名川

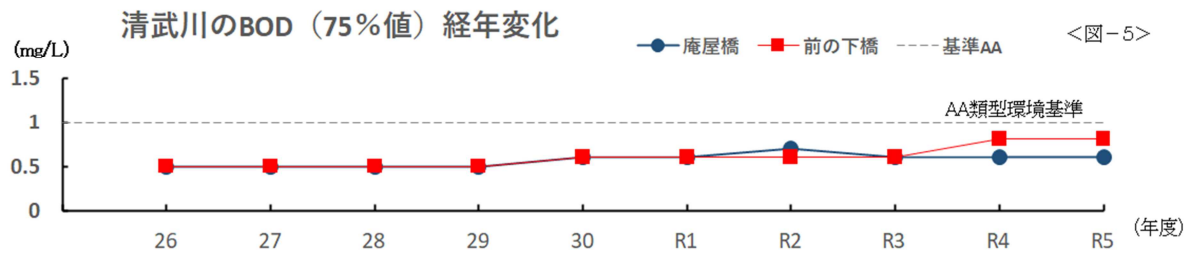
大淀川支川の各地点のBOD（75％値）の経年変化を＜図-3＞でみると、令和5年度は、0.6 mg/L～0.7 mg/L の値となっています。



ウ 清武川

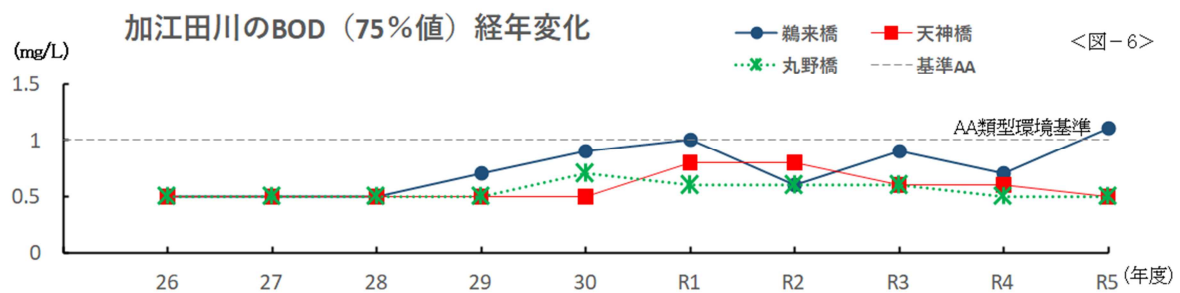
各地点のBOD（75％値）の経年変化を＜図-4＞＜図-5＞でみると、令和5年度は、0.5 mg/L～0.8 mg/L の値となっています。





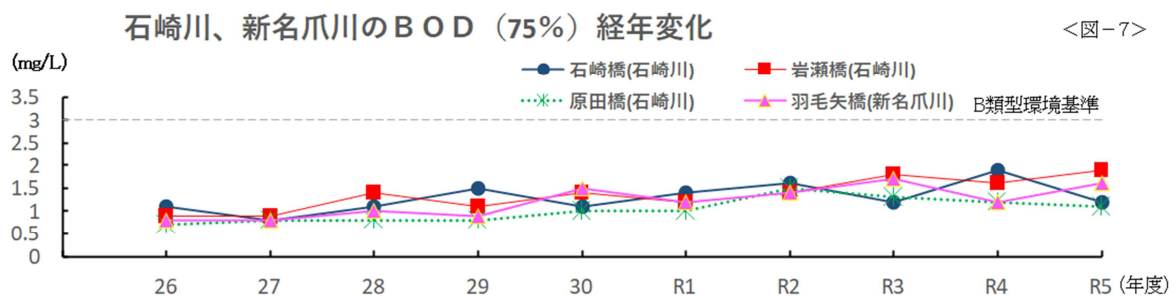
エ 加江田川

各地点のBOD（75%値）の経年変化を＜図-6＞でみると、令和5年度は、0.5 mg/L 未満～1.1 mg/L の値となっています。



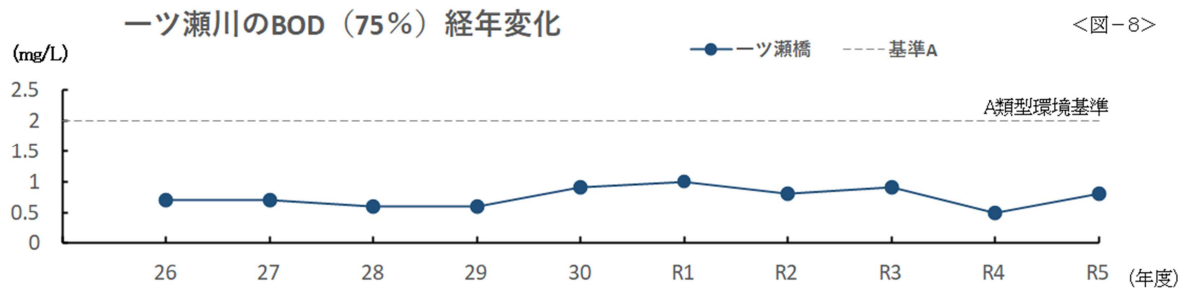
オ 石崎川、新名爪川

各地点のBOD（75%値）の経年変化を＜図-7＞でみると、令和5年度は、1.1 mg/L～1.9 mg/L の値となっています。



カ 一ツ瀬川

一ツ瀬橋のBOD（75%値）の経年変化を＜図－8＞でみると、令和5年度は、0.8 mg/Lの値となっています。

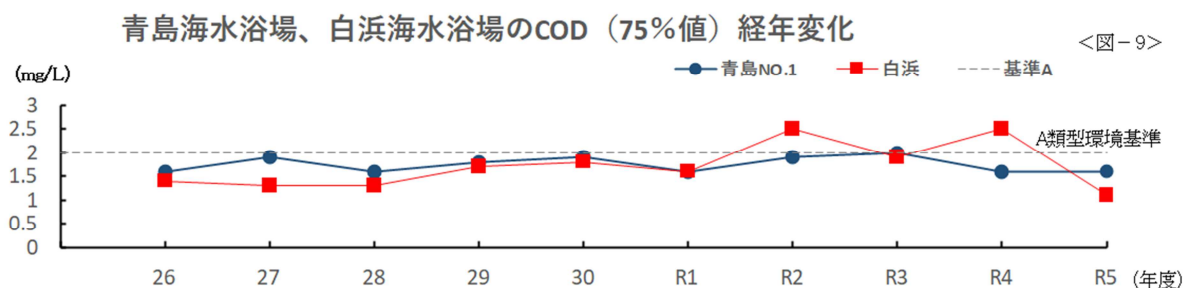


キ その他の河川

類型指定がされていない河川（八重川、大谷川、岡川、松山川、知福川、内海川及び新別府川）の令和5年度の水質測定結果は、資料編＜表－14＞（P104～105）のとおりです。

ク 日南海岸国定公園区域内の海域（宮崎市内）

青島海水浴場及び白浜海水浴場のCOD（75%値）の経年変化を＜図－9＞でみると、令和5年度のCOD（75%値）は、1.1及び1.6 mg/Lの値となっています。



ケ その他の海域

類型指定がされていない海域（サンビーチーツ葉）の令和5年度の水質測定結果は、資料編＜表－14＞（P104～105）のとおりです。

(2) 水浴場調査

水浴場における水質の現状を把握するため、開設前と開設中において、2 回の水質検査を行いました。令和 5 年度の結果は＜表－1＞のとおりでした。

なお、判定方法は＜表－2＞のとおりです。

水浴場調査結果

＜表－1＞

水浴場名	調査 期間	ふん便性大腸菌群数 最小～最大（平均） （個/100 mL）	COD 最小～最大（平均） （mg/L）	透明度 （m）	油膜	0-157	判定
青島	4/11	<2～<2	1.2～1.6	1 以上	無	不検出	AA
	4/12	(<2)	(1.4)				
	7/11	<2～<2	0.9～2.4	1 以上	無	不検出	-
	7/12	(<2)	(1.6)				
白浜	4/11	<2～<2	0.8～1.3	1 以上	無	不検出	AA
	4/12	(<2)	(1.1)				
	7/11	<2～<2	0.8～1.2	1 以上	無	不検出	-
	7/12	(<2)	(1.0)				
サンビーチ 一ツ葉	4/11	<2～<2	0.7～1.1	1 以上	無	不検出	AA
	4/12	(<2)	(0.9)				
	7/11	<2～<2	1.1～2.4	1 以上	無	不検出	-
	7/12	(<2)	(1.7)				

判定方法

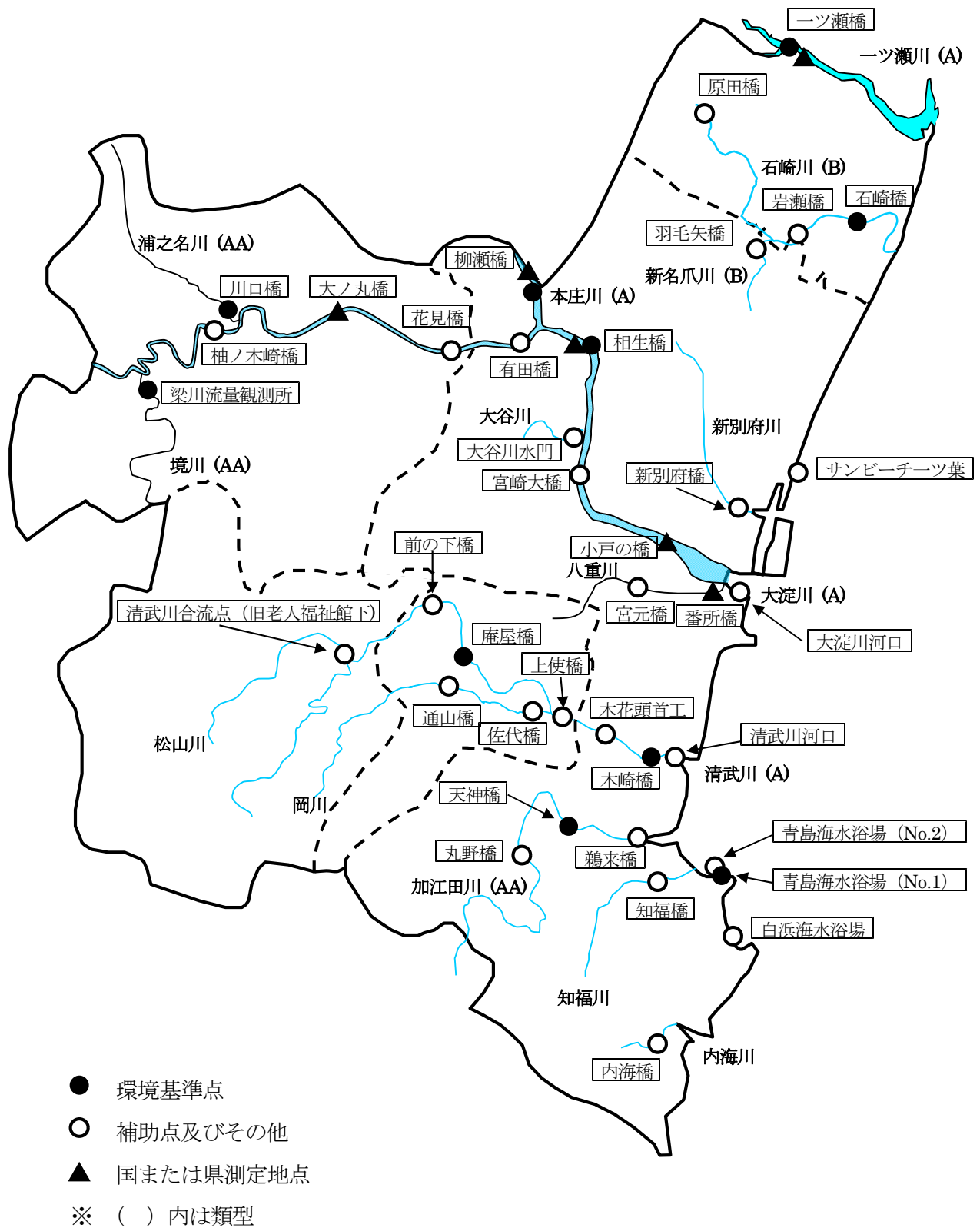
＜表－2＞

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出下限 2 個/100 mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A 100 個/100 mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B 400 個/100 mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C 1,000 個/100 mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適	1,000 個/100 mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満

※ すべて、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

公共用水域測定地点

<図-10>



(3) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

<表-3>

	項 目	基 準 値
1	カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L 以下
2	全 シ ア ン	検出されないこと。
3	鉛	0.01 mg/L 以下
4	六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L 以下
5	砒素	0.01 mg/L 以下
6	総 水 銀	0.0005 mg/L 以下
7	ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。
8	P C B	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
10	四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
16	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
19	チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下
20	シ マ ジ ン	0.003 mg/L 以下
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
22	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下
23	セ レ ン	0.01 mg/L 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
25	ふ っ 素	0.8 mg/L 以下
26	ほ う 素	1 mg/L 以下
27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(最終改正：令和3年10月7日)

イ 要監視項目

<表-4>

	項 目	指 針 値
1	クロロホルム	0.06 mg/L 以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
5	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
6	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
8	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
9	オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
11	プロピザミド	0.008 mg/L 以下
12	E P N	0.006 mg/L 以下
13	ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
15	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
16	クロルニトロフェン (CNP)	—
17	トルエン	0.6 mg/L 以下
18	キシレン	0.4 mg/L 以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
20	ニッケル	—
21	モリブデン	0.07 mg/L 以下
22	アンチモン	0.02 mg/L 以下
23	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
24	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
25	全マンガン	0.2 mg/L 以下
26	ウラン	0.002 mg/L 以下
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定) (PFOS 及び PFOA の合計値とする。)

(最終改正：令和2年5月28日)

ウ 生活環境の保全に関する環境基準
河川（湖沼を除く。）

< 表 - 5 >

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100mL 以下	国また は都道 府県知 事が水 域類型 ごとに 指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	
B	水道3級 水産2級及びC 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	—	

※ 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。

※ 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（最終改正：令和3年10月7日）

海域

<表-6>

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質(油 分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL 以下	検出されな いこと。	国または 都道府県 知事が水 域類型ご とに指定 する水域
B	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	

※ 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100mL 以下とする。

※ 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（最終改正：令和3年10月7日）

(4) 類型指定水域の状況

<表-7>

水 域		該当類型	達成期間	指定年月日
大 淀 川 水 系	大淀川上流（岳下橋より上流）	A	ロ	昭和 48 年 1 月 20 日
	大淀川中流（岳下橋より高崎川合流点まで）	B	ロ	
	大淀川下流（高崎川合流点より下流（左岸入江を除く。））	A	ロ	
	庄内川上流（関之尾滝より上流）	AA	イ	
	庄内川下流（関之尾滝より下流）	A	ロ	
	丸谷川上流（渡司川合流点より上流）	AA	イ	
	丸谷川下流（渡司川合流点より下流）	A	ロ	
	渡司川	AA	イ	
	高崎川上流（湯之元川合流点より上流）	AA	イ	
	高崎川下流（湯之元川合流点より下流）	A	ロ	
	沖水川上流（三股橋より上流）	AA	イ	
	沖水川下流（三股橋より下流）	A	ロ	
	東岳川上流（山之口橋より上流）	AA	イ	
	東岳川下流（山之口橋より下流）	A	ロ	
	岩瀬川	A	ロ	
	境川	AA	イ	
	浦之名川	AA	イ	
	綾北川上流（湯之谷川合流点より上流）	AA	イ	
	綾北川下流（湯之谷川合流点より下流）	A	ロ	
	本庄川上流（上畑橋より上流）	AA	イ	
	本庄川下流（上畑橋より下流）	A	ロ	
	深年川	A	ロ	
	辻の堂川	A	ロ	昭和 49 年 4 月 30 日
	石氷川（石氷川に流入する真方川、種子田川及び巢ノ浦川を含む。）	A	イ	平成 7 年 4 月 1 日
	萩原川（萩原川に流入する安久川、崩川及び寺柱川を含む。）	A	イ	
	三名川（三名川に流入する仮や原川、北俣川及び永山川を含む。）	AA	イ	平成 8 年 4 月 1 日
	谷之木川（谷之木川に流入する河川を含む。）	AA	イ	
	炭床川（炭床川に流入する木下川及び佐渡川を含む。）	A	イ	
	花の木川（花の木川に流入する富吉川及び樋口川を含む。）	A	イ	
	城の下川（城の下川に流入する大沢津川等の河川を含む。）	A	イ	平成 9 年 4 月 1 日
	年見川（年見川放水路を除く。）	A	ロ	平成 16 年 4 月 1 日
清武川 水系	清武川上流（正手より上流）	AA	イ	昭和 48 年 1 月 20 日
	清武川下流（正手より下流）	A	ロ	
加江田 川水系	加江田川（加江田川に流入する深田川等の河川を含む。）	AA	イ	平成 4 年 4 月 1 日
石崎川 水系	石崎川（石崎川に流入する新名爪川等の河川を含む。）	B	イ	平成 5 年 4 月 1 日
日南海 岸地先 水域	日南海岸国定公園区域内の海域（油津港（昭和 54 年宮崎県告示第 525 号別表の油津港をいう。）、外の浦港湾区域及び広渡川河口海域を除く。）	海域 A	イ	昭和 49 年 4 月 30 日

水 域		該当類型	達成期間	指定年月日
一ツ瀬川水系	一ツ瀬川上流（杉安井堰より上流。一ツ瀬川上流に流入する板谷川等の河川を含む。）	AA	ロ	昭和49年 4月30日
	一ツ瀬川下流（杉安井堰より下流。一ツ瀬川下流に流入する河川（鬼付女川及び三財川を除く。）を含む。）	A	ロ	
	鬼付女川（一ツ瀬川合流点まで。鬼付女川に流入する湯風呂川を含む。）	A	イ	平成16年 4月1日
	三財川上流（前川合流点より上流。三財川上流に流入する前川を含む。）	AA	イ	昭和49年 4月30日
	三財川中流（前川合流点より山路川合流点まで。三財川中流に流入する山路川、八双田川等の河川を含む。）	A	ロ	
	三財川下流（山路川合流点より一ツ瀬川合流点まで。三財川下流に流入する河川を含む。）	A	ロ	

※ 達成期間のイ：直ちに達成。

ロ：5年以内で可及的速やかに達成。

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成。

（５）地下水調査

市内の地下水質を把握するため、地下水測定計画に基づき、年度ごとに新たな地点を調査する概況調査と、過去に判明した汚染の推移等を監視するための継続監視調査を実施しています。令和5年度は、概況調査12地点、継続監視調査15地点、測定計画外調査1地点、計28地点の井戸を調査しました。

その結果、概況調査の井戸はすべての地点で環境基準に適合していました。

また、継続監視調査の井戸では砒素が2地点、テトラクロロエチレンが3地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については2地点が環境基準を未達成でしたが、これまでと大きな変動はありませんでした。

なお、要監視項目については、測定計画外調査1地点を含め、指針値を超えた井戸はありませんでした。

水質測定結果については、資料編＜表－17＞（P109）のとおりです。

地下水質測定結果（令和5年度）

調査名	調査地点数	調査結果
概況調査	12	すべての地点で環境基準を達成
継続監視調査	15	7地点で環境基準を未達成 砒素 2地点 テトラクロロエチレン 3地点 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 2地点
測定計画外調査	1	指針値を達成

(6) 水質事故調査

河川等の公共用水域で油の流出、魚のへい死等の水質事故が令和5年度に2件発生しています。市では、通報があった場合直ちに調査を行い、発生源の特定及び河川等の管理者に対する原因物質の除去等の指導を行っています。

水質事故件数

<表-8>

油の流出	魚のへい死	その他	計
2	0	0	2

(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準

<表-9>

	項 目	基 準 値
1	カドミウム	0.003 mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01 mg/L 以下
4	六価クロム	0.02 mg/L 以下
5	砒素	0.01 mg/L 以下
6	総水銀	0.0005 mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	P C B	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
11	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
17	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
20	チウラム	0.006 mg/L 以下
21	シマジン	0.003 mg/L 以下
22	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
23	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
24	セレン	0.01 mg/L 以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
26	ふっ素	0.8 mg/L 以下
27	ほう素	1 mg/L 以下
28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(最終改正：令和3年10月7日)

地下水の水質汚濁に係る要監視項目

<表-10>

	項 目	指 針 値
1	クロロホルム	0.06 mg/L 以下
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
3	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
4	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
5	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
7	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
8	オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
9	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
10	プロピザミド	0.008 mg/L 以下
11	E P N	0.006 mg/L 以下
12	ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
14	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
15	クロルニトロフェン (CNP)	—
16	トルエン	0.6 mg/L 以下
17	キシレン	0.4 mg/L 以下
18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
19	ニッケル	—
20	モリブデン	0.07 mg/L 以下
21	アンチモン	0.02 mg/L 以下
22	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
23	全マンガン	0.2 mg/L 以下
24	ウラン	0.002 mg/L 以下
25	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定) (PFOS 及び PFOA の合計値とする。)

(最終改正：令和2年5月28日)

2 水質汚濁防止法に基づく規制

(1) 工場・事業場対策

水質汚濁に関する規制については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）により、特定施設を設置する工場または事業場（特定事業場）で公共用水域に排水を排出する者及び有害物質の貯蔵施設を設置する者等は届出が義務付けられており、全国一律の排水基準が設定されています。また、みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年条例第20号）により、法律で規制されていない事業場（病院の理化学検査施設等2施設）に対する届出義務が定められています。

令和5年度においては、水質汚濁防止法に基づく特定事業場について、延べ26件の立入検査（うち延べ15件の排水検査）を実施したところ、排水基準を超過した事業所はありませんでした。

特定事業場立入検査状況

<表-11>

番号	業種又は施設名	立入件数	採水件数	排水基準 違反件数
4	保存食料品製造業	1	1	0
10	飲料製造業	1	1	0
22	木材薬品処理業	1	1	0
27	無機化学工業製品製造業	1	1	0
53	ガラス製品製造業	3	1	0
63	金属製品製造業	1	1	0
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3	2	0
66	電気めっき施設	2	1	0
66-3	旅館業	8	3	0
66-4	共同調理場	2	0	0
71-2	研究試験検査機関	3	3	0
計		26	15	0

(2) 水質汚濁防止法に基づく届出事業場数

水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出状況は、令和6年3月31日現在で677事業場となっています。このうち、一日平均排水量50 m³/日以上の特特定事業場は70事業場、有害物質を使用する特特定事業場は31事業場となっています。

特定事業場届出状況

<表-12>

業種又は特定施設の種類 (水質汚濁防止法施行令 別表第1)		特定事業場数				合計
		排水量 50 m ³ /日 以上	うち有害物質 使用特定事業 場	排水量 50 m ³ /日 未満	うち有害 物質使用 特定事業 場	
1の2	畜産農業又はサービス業			49		49
2	畜産食料品製造業	1		10		11
3	水産食料品製造業	1		8		9
4	保存食料品製造業	7		15		22
5	みそ・しょう油製造業			6		6
6	小麦粉製造業			1		1
8	パン・菓子製造業又は製あん業			2		2
9	米菓製造業又はこうじ製造業			1		1
10	飲料製造業	1		11		12
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業			2		2
12	動植物油脂製造業			1		1
16	麺類製造業			13		13
17	豆腐又は煮豆製造業			37		37
18の2	冷凍調理食品製造業			2		2
22	木材薬品処理業			3	1	3
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業			2		2
27	無機化学工業製品製造業	2	1			2
47	医薬品製造業	1				1
53	ガラス又はガラス製品製造業	1	1	2	2	3
54	セメント製品製造業	1		3		4
55	生コンクリート製造業	1		9		10
59	砕石業			1		1
60	砂利採取業			1		1

業種又は特定施設の種類 (水質汚濁防止法施行令 別表第1)		特定事業場数				合計
		排水量		排水量		
		50 m ³ /日 以上	うち有害物質 使用特定事業 場	50 m ³ /日 未満	うち有害 物質使用 特定事業 場	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1	1	1	1	2
64 の 2	水道施設のうち浄水施設			2		2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2	1	10	2	12
66	電気めっき施設	1	1	2	1	3
66 の 3	旅館業	5		42		47
66 の 4	共同調理場	2		2		4
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業	4		2		6
66 の 6	飲食店			2		2
66 の 7	そば店、うどん店等	1				1
67	洗濯業	2		73	1	75
68	写真現像業			17	4	17
68 の 2	病院			4		4
69 の 2	卸売市場			1		1
70 の 2	自動車特定整備事業			7		7
71	自動式車両洗浄施設			229		229
71 の 2	研究試験検査機関	3	3	20	10	23
71 の 3	焼却施設（一般廃棄物処理施設）			1		1
71 の 4	産業廃棄物処理施設			1		1
71 の 5	トリクロロエチレン等による洗浄施設			1	1	1
72	し尿処理施設	27		11		38
73	下水道終末処理施設	6				6
計		70	8	607	23	677

(3) 特定事業場の排水基準

ア 有害物質

<表-13>

有害物質の種類	許 容 限 度	備 考
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
シアン化合物	1 mg/L	
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L	2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	
六価クロム化合物	0.5 mg/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	
ジクロロメタン	0.2 mg/L	
四塩化炭素	0.02 mg/L	
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	
チウラム	0.06 mg/L	
シマジン	0.03 mg/L	
チオベンカルブ	0.2 mg/L	
ベンゼン	0.1 mg/L	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	
ほう素及びその化合物	海域以外に排出されるもの 10 mg/L	
	海域に排出されるもの 230 mg/L	
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出されるもの 8 mg/L	
	海域に排出されるもの 15 mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L	
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L	

※ ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物について、一部の業種は令和7年6月30日までは暫定排水基準を適用する。

（最終改正：令和4年5月17日）

イ 生活環境項目

< 表 - 14 >

項 目	許 容 限 度	備 考
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8 以上 8.6 以下 (海域以外の公共用水域に 排出されるもの) 5.0 以上 9.0 以下 (海域に排出されるもの)	1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態につ いて定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1 日当 たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上 である工場又は事業場に係る排出水に ついて適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量 についての排水基準は、硫黄鉱業（硫 黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業 を含む。）に属する工場又は事業場に 係る排出水については適用しない。
生物化学的酸素要求量	160（日間平均 120）mg/L	4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含 有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガ ン含有量及びクロム含有量についての 排水基準は、水質汚濁防止法施行令及 び廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令の一部を改正する政令の施行の 際現にゆう出している温泉を利用する 旅館業に属する事業場に係る排出水に ついては、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排 水基準は、海域及び湖沼以外の公共用 水域に排出される排出水に限って適用 し、化学的酸素要求量についての排水 基準は、海域及び湖沼に排出される排 出水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、 窒素が湖沼植物プランクトンの著しい 増殖をもたらすおそれがある湖沼とし て環境大臣が定める湖沼、海洋植物プ ランクトンの著しい増殖をもたらすお それがある海域として環境大臣が定め る海域及びこれらに流入する公共用水 域に排出される排出水に限って適用す る。 7 磷含有量についての排水基準は、磷 が湖沼植物プランクトンの著しい増殖 をもたらすおそれがある湖沼として環 境大臣が定める湖沼、海洋植物プラン クトンの著しい増殖をもたらすおそれ がある海域として環境大臣が定める海 域及びこれらに流入する公共用水域に 排出される排出水に限って適用する。
化学的酸素要求量	160（日間平均 120）mg/L	
浮遊物質量	200（日間平均 150）mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量（鉱油類）	5 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量（動植物油脂類）	30 mg/L	
フェノール類含有量	5 mg/L	
銅含有量	3 mg/L	
亜鉛含有量	2 mg/L	
溶解性鉄含有量	10 mg/L	
溶解性マンガン含有量	10 mg/L	
クロム含有量	2 mg/L	
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	
窒素含有量	120（日間平均 60）mg/L	
磷含有量	16（日間平均 8）mg/L	

※ 亜鉛含有量について、電気めっき業は令和 6 年 12 月 10 日までは暫定排水基準を適用する。

※ 窒素含有量及び磷含有量については、特定の地域についてのみ適用され、一部の業種は令和 5 年 9 月 30 日までは暫定排水基準を適用する。

（最終改正：令和 4 年 5 月 17 日）

第3章 土壤環境・地盤環境

1 土壤環境

平成3年8月、「土壤の汚染に係る環境基準」が定められました。また、平成15年2月、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策の実施を図り国民の健康を保護することを目的とした「土壤汚染対策法」が施行されました。さらに、同法の改正が行われ、土壤汚染の状況を把握するための制度の拡充や汚染土壤の適正処理の確保等が規定され、平成22年4月から施行されています。

土壤汚染対策法では、有害物質を使用する工場、事業場の廃止時や、3,000㎡以上の土地の形質の変更の際に土壤汚染のおそれがあると市長が認めるとき等には、土地所有者に土壤汚染状況調査が義務付けられています。また、汚染が確認された土地については、汚染による健康被害のおそれの有無により、要措置区域または形質変更時要届出区域に指定し公示することになっておりますが、令和5年度末現在、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。

土壤の汚染に係る環境基準

<表-1>

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1 Lにつき0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米1 kg につき0.4 mg 以下であること。
全アソ	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1 Lにつき0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液1 Lにつき0.05 mg 以下であること。
砒素	検液1 Lにつき0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1 kg につき15 mg 未満であること。
総水銀	検液1 Lにつき0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1 kg につき125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液1 Lにつき0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液1 Lにつき0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液1 Lにつき0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1 Lにつき0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1 Lにつき1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1 Lにつき0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液1 Lにつき0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1 Lにつき0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1 Lにつき0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液1 Lにつき0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液1 Lにつき0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液1 Lにつき0.02 mg 以下であること。

ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジクロロベンゼン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

※ 環境基準は、汚染がもつばら自然的要因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他〈表-1〉の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

土壌汚染対策法の対象物質と基準

<表-2>

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壌溶出量基準(mg/L)	土壌含有量基準(mg/kg)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下 かつアルキル水銀が検 出されないこと	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

2 地盤環境

地盤沈下は、地下水採取による地盤の収縮等がその要因として考えられており、これに地質、土地利用等の要因が相互に関連し、その現象は、地域ごとに大きな差があることから極めて地域性の強い公害といわれています。近年、特に工業用、建築物用（冷暖房、水洗便所用等）の地下水採取が地盤沈下の原因として認識され、工業用水法※1及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律※2（略称：ビル用水法）により、指定地域における地下水の採取が規制されていますが、宮崎市においては、これらの法の適用を受けている地域はありません。

地盤沈下現象は、長期に持続的に生じ、感覚的にはその進行を捉え難く、また一旦発生すればほとんど回復が不可能な特殊公害です。

沈下原因

- ①地下水の過剰採取
- ②圧密沈下、軟弱地盤の自重による圧密作用
- ③ビル構造物などによる荷重
- ④地表水の地下浸透のしゃ断……地下水の減少、道路、河川改修（三面張り）等による。
- ⑤交通振動等による「しめ固め」
- ⑥地殻変動
- ⑦これらの複合、その他

※1 工業用水法

この法律は、特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もってその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする。

この法律で「井戸」とは、動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積が6 cm²を超えるものをいう。また、「工業」とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。

※2 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）

この法律は、特定の地域内において、建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

この法律で「建築物用地下水」とは冷暖房用水、水洗便所用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、公衆浴場用水（浴室の床面積合計が150 m²以上）をいう。また、「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が6 cm²を超えるものをいう。

第4章 騒音・振動・悪臭

騒音・振動・悪臭は人を不快にし、心理的・生理的な影響を及ぼすことから感覚公害と呼ばれ、それぞれ法令・条例に基づく基準等が設定されています。

1 騒音

(1) 騒音に関する基準等の設定

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、宮崎市公害防止条例（昭和47年条例第41号）に基づき、騒音に関する規制基準を設定しています。

特定工場等の騒音規制区域区分・基準値（騒音規制法・宮崎市公害防止条例）

区域の区分	都市計画用途地域の目安 (詳細は環境指導課備えつけの規制区域図参照)	基準値(工場・事業場の敷地境界)※		
		昼間 8～19時	朝 6～8時 夕 19～22時	夜間 22～翌6時
第1種	第1・2種低層住居専用地域	45 dB	40 dB	40 dB
第2種	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	55 dB	50 dB	45 dB
第3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
第4種	工業地域	70 dB	65 dB	55 dB

※ 第2～4種区域において、学校、保育所、認定子ども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域は、同表に掲げるそれぞれの値から5 dBを減じた値とする。

特定建設作業の騒音規制区域区分・基準値等（騒音規制法・宮崎市公害防止条例）

区域の区分	規制区域 (上の表の区分による)	基準値 (現場敷地境界)	作業 禁止時刻	最大 作業時間	最大 作業日数	作業 禁止日
第1号	第1種 第2種 第3種 第4種 ※1	85 dB	19～ 翌7時	10時間 /日	連続して 6日	日曜日
第2号	第4種 ※2 その他一部の地域 (宮崎地区の工業 専用地域)		22～ 翌6時	14時間 /日		その他の 休日

※1 第4種区域のうち、学校、保育所、認定子ども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

※2 ※1以外の区域。

※ 特定建設作業の規制時間の適用除外項目については、次ページを参照。

特定建設作業に係る規制時間の適用除外項目

(騒音・振動とも同じ)

除 外 要 件	除 外 項 目			
	作業 禁止時刻	最大 作業時間	最大 作業日数	作業 禁止日
災害その他非常の事態の発生により緊急に作業を行う必要がある場合	○	○	○	○
人の生命又は身体に対する危険を防止するため作業を行う必要がある場合	○	○	○	○
鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため作業を行う必要がある場合	○			○
道路法による道路占用の許可条件及び協議において、作業を行う時間が指定された場合	○			○
道路交通法による道路使用の許可条件及び協議において、作業を行う時間が指定された場合	○			○
変電所の変更の工事を行う必要がある場合				○

※ 特定建設作業の規制時間の適用除外項目については、「騒音」「振動」両方に適用する。

環境基本法に基づく騒音環境基準について、地域の類型を指定しています。

環境基本法に基づく騒音環境基準

地域 の 類型	道路の条件	基準値 (L Aeq)	
		昼 間 6～22時	夜 間 22～翌6時
AA	道路に面しない地域	50 dB 以下	40 dB 以下
A	道路に面しない地域	55 dB 以下	45 dB 以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B	道路に面しない地域	55 dB 以下	45 dB 以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
C	道路に面しない地域	60 dB 以下	50 dB 以下
	車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例基準 〔 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路で、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲 〕		70 dB 以下	65 dB 以下

※ この基準値は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

※ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間 45dB以下、夜間 40dB以下)によることができる。

※ 地域の類型と対応する用途地域及びその定義については、次ページを参照。

環境基本法に基づく騒音環境基準の地域の類型と対応する用途地域及びその定義

地域の 類 型	用途地域の目安 (詳細は環境指導課備えつけの規制区域図参照)	定 義
AA	宮崎市内では特に定めなし	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	専ら住居の用に供される地域
B	第1・2種住居地域 準住居地域	主として住居の用に供される地域
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

(2) 騒音規制に関する届出

騒音規制区域内において、規制対象となる施設の設置等や建設作業を行う際は、事前に届出が必要です。令和5年度における施設に関する届出は16件（騒音の防止の方法変更、氏名等の変更、施設の使用全廃、施設の承継に関する届出は除く。）、建設作業に関する届出は52件で、施設及び建設作業の種類ごとの届出状況は以下のとおりでした。

騒音規制法に基づく特定工場等の届出状況(令和5年度末総数)

施 設 の 種 類		騒音規制法	
		工場等数	施設数
1	金属加工機械	37	88
2	空気圧縮機等	206	1,164
3	土石用破碎機等	1	1
4	織機	1	1
5	建設用資材製造機械	10	16
6	穀物用製粉機	1	15
7	木材加工機械	35	84
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	80	223
10	合成樹脂用射出成形機	8	68
11	鋳造型機	0	0
届出工場等実数		379	

騒音規制法に基づく規制対象施設(特定施設)

施設の種類			規模・要件等
1	金属加工機械	イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 kW以上のもの。
		ロ. 製管機械	—
		ハ. ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。
		ニ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ. 機械プレス	呼び加圧能力が294 kN以上のもの。
		ヘ. せん断機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。
		ト. 鍛造機	—
		チ. ワイヤードフォーミングマシン	—
		リ. ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		ヌ. タンブラー	—
		ル. 切断機	といしを用いるもの。
2	空気圧縮機(冷凍機を除く)及び送風機		原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。 (空気圧縮機については、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。
4	織機		原動機を用いるもの。
5	建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のもの。
		ロ. アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg以上のもの。
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。
7	木材加工機械	イ. ドラムパーカー	—
		ロ. チッパー	原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
		ハ. 碎木機	—
		ニ. 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
		ホ. 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
		ヘ. かな盤	原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
8	抄紙機		—
9	印刷機械		原動機を用いるもの。
10	合成樹脂用射出成形機		—
11	鑄造型機		ジョルト式のもの。

宮崎市公害防止条例に基づく特定工場等の届出状況(令和5年度末総数)

施 設 の 種 類		宮崎市公害防止条例	
		工場等数	施設数
1	金属加工機械	48	93
2	空気圧縮機等	377	3,200
3	木材加工機械	74	274
4	冷却塔	117	299
5	冷凍機械	212	2,673
6	石材引割機	5	14
7	ドラム缶洗浄用機械等	1	4
8	コンクリート機械	5	13
9	穀物用機械	4	17
10	瓶洗浄機械	2	2
11	瓶詰機械	2	5
12	自動操糸機	2	11
13	副蚕機	2	2
14	製箱機械	2	10
15	段ボール製造機械	1	4
16	機械式集じん機	10	13
届出工場等実数		864	

宮崎市公害防止条例に基づく規制対象施設(騒音発生施設)

施 設 の 種 類			規 模 ・ 要 件 等
1	金属加工機械	イ. せん断機	原動機の定格出力が3.75 kW未満のもの。
		ロ. 直線機	原動機の定格出力が0.75 kW以上のもの。
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が0.75 kW以上7.5 kW未満のもの。 (空気圧縮機については、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。)
3	木材加工機械	イ. 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW未満のもの。
		ロ. 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW未満のもの。
		ハ. かな盤	原動機の定格出力が2.25 kW未満のもの。
4	冷却塔		原動機の定格出力が0.75 kW以上のもの。
5	冷凍機械	イ. アンモニアガス圧縮機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。
		ロ. フレオンガス圧縮機	原動機の定格出力が1.5 kW以上のもの。
6	石材引割機		原動機の定格出力が1.5 kW以上のもの。
7	ドラムかん洗浄用機械及び加工機械		
8	コンクリート機械	イ. コンクリートブロックマシン	
		ロ. コンクリート振動機	
		ハ. コンクリートミキサー	
9	穀物用機械	イ. 製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5 kW未満のもの。
		ロ. 精米麦機	原動機を用いるもの。
10	瓶洗浄機械		
11	瓶詰機械		
12	自動繰糸機(蚕業機械)		
13	副蚕機(蚕業機械)		
14	製箱機械		原動機を用いるもの。
15	段ボール製造機械		原動機を用いるもの。
16	機械式集じん機		原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。

規制対象施設に関する届出

(騒音・振動とも同じ)

届出を必要とする場合		届出時期	添付書類
施設の設置 (様式第1号)	規制区域内において工場又は事業場（特定の施設が設置されていないものに限る。）に施設を設置する場合	設置の工事の開始の日の30日前まで	・工場・事業場 周辺の見取図 ・対象施設の配置図（騒音に あつては騒音防 止の、振動に あつては振動防 止の方法を記入 したもの）
施設の使用 (様式第2号)	一の地域が規制区域となった際、現にその区域内において工場若しくは事業場に施設を設置している場合（設置の工事をしている者を含む。）又は一の施設が特定の施設となった際、現に規制区域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定の施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している場合	当該地域が規制区域となった日又は当該施設が特定の施設となった日から30日以内	
施設の種類ごとの数変更 (様式第3号)	施設の設置又は使用の届出をした者で、特定の施設の種類ごとの数を変更する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	
騒音または振動の防止の方法変更 (様式第4号)	施設の設置又は使用の届出をした者で、騒音の防止の方法を変更する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	
氏名等の変更 (様式第6号)	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、若しくは工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合	変更があった日から30日以内	無し
施設の使用全廃 (様式第7号)	施設の設置又は使用の届出に係る特定の施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内	
施設の承継 (様式第8号)	施設の設置又は使用の届出をした者から、その届出に係る特定の施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた場合、又は相続、合併又は分割（その届出に係る特定の施設のすべてを承継させるものに限る。）があった場合	承継があった日から30日以内	
提出部数：2部			

※ 規制対象施設に関する届出の様式・時期等については、「騒音」「振動」両方に適用する。

特定建設作業の届出状況（令和5年度分）

建設作業の種類			届出数
騒音 規制法	1	くい打機等を使用する作業	2
	2	びょう打機を使用する作業	0
	3	さく岩機を使用する作業	23
	4	空気圧縮機を使用する作業	3
	5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
	6	バックホウを使用する作業	1
	7	トラクターショベルを使用する作業	0
	8	ブルドーザーを使用する作業	0
宮崎市 公害防止 条例	1	インパクトレンチを使用する作業	3
	2	発電機を使用する作業	2
	3	コンクリートミキサー車を使用するコンクリート打設作業	18
届出件数実数			52

※ 1件の届出に複数の建設作業が含まれている場合がある。

騒音規制法に基づく規制対象作業（特定建設作業）

使用する作業機械の種類		規模・要件等	
1	くい打機	もんけんを除く。	
		アースオーガーと併用する作業を除く。	
	くい抜機	－	
	くい打くい抜機	圧入式を除く。	
2	びょう打機	－	
3	さく岩機	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業。	
4	空気圧縮機	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15 kW以上のもの。	
		さく岩機の動力として使用する作業を除く。	
5	コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの。	
		モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。	
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの。	
6	バックホウ	原動機の定格出力が80 kW以上のもの。	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
7	トラクターショベル	原動機の定格出力が70 kW以上のもの。	
8	ブルドーザー	原動機の定格出力が40 kW以上のもの。	

宮崎市公害防止条例に基づく規制対象作業(特定建設作業)

使用する作業機械の種類		規 模 ・ 要 件 等
1	インパクトレンチ	—
2	発電機	出力が75 kVA以上のもので内燃機関を使用するもの。
3	コンクリートミキサー車	—

規制対象作業に関する届出

届出を必要とする場合	届出時期	添付書類
規制区域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合（様式第9号）	建設作業の開始の日の7日前	・建設作業現場周 辺の見取図 ・工事の工程表
提出部数：2部		

(3) 自動車騒音の測定

騒音規制法第18条に基づき、宮崎市では市内の幹線道路から毎年4路線を選定し、自動車騒音の測定を行っています。令和5年度はすべての測定地点において環境基準を達成していました。

自動車騒音測定結果(令和5年度)

○:環境基準達成 (単位: dB)

測定地点	面している道路 (調査単位区間番号)	地域の 類型	測定値※			
			昼 間 6～22時 環境基準 70以下		夜 間 22～翌6時 環境基準 65以下	
本郷北方2518番地6 (ローソン宮崎インター店付近)	一般国道220号 (区間: 10790)	特例 区域	68	○	61	○
花山手東1丁目25番地3 (ぎょうざの丸岡花山手東店付近)	一般国道269号 (区間: 11430)	特例 区域	67	○	62	○
吉村町今村甲4186番地2 (LIXILショールーム宮崎付近)	県道宮崎島之内線 (区間: 40260)	特例 区域	67	○	62	○
恒久1526番地1 (サイクルベースあさひ南宮崎店付近)	県道中村木崎線 (区間: 61170)	特例 区域	66	○	61	○

※ 道路に面した場所での測定で、等価騒音レベル(L_{Aeq})による値。

本市の自動車騒音測定は、すべてP62の「環境基本法に基づく騒音環境基準」の表中「幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例基準」に該当する区域で行っています。

なお、自動車騒音が環境省令で定める要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請します。(騒音規制法第17条)

自動車騒音の要請限度

区域	用 途 地 域
a区域	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域
b区域	第1・2種住居地域、準住居地域
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

区域の 区 分	道路の条件	限 度 値 (L_{Aeq})	
		昼 間	夜 間
		6～22時	22～翌6時
a区域	1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b区域	1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
c区域	車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
特例区域	幹線交通を担う道路に近接する空間	75 dB	70 dB

※ 特例区域については、P62を参照。

(4) 航空機騒音

航空機の騒音は、地域住民の生活に大きな影響を与えており、飛行場と周辺地域社会との調和ある発展を目指すための、環境対策が必要となっています。そのため、宮崎市では小・中学校等の防音工事をはじめ、共同利用施設の整備、民家防音工事など、宮崎空港周辺の環境対策事業を推進しています。

宮崎空港の航空機騒音対策区域内においては、国土交通省、宮崎県に加え平成28年度からは宮崎市独自の測定局を共同利用施設津和田センターに設置し、計3地点での測定を行っています。

令和5年度は、国土交通省、宮崎県、宮崎市の各測定局とも環境基準を達成していませんでした。

新田原飛行場については、測定した2地点において基準を達成しました。

環境基本法に基づく航空機騒音の環境基準

環境省告示第154号(昭和48年12月27日)

類型 区分	用 途 地 域	基準値 (<i>L</i> den)
I	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	57 dB以下
II	類型 I をあてはめる地域以外の地域 (工業専用地域は除く)	62 dB以下

航空機騒音測定結果(令和5年度)

○:環境基準達成、×:環境基準未達成

	測 定 地 点 (所 在 地)	測定者	用途地域	類型 区分	年平均値 (<i>L</i> den)	
宮 崎 空 港	共同利用施設月見ヶ丘センター (月見ヶ丘4-23-13)	国土 交通省	第1種低層 住居専用地域	I	59 dB	×
	共同利用施設月見ヶ丘6次センター (月見ヶ丘3-17-1)	宮崎県	第1種低層 住居専用地域		59 dB	×
	共同利用施設津和田センター (大字本郷北方36-1)	宮崎市	第1種低層 住居専用地域		58 dB	×
新 田 原 飛 行 場	宮崎県工業技術センター (佐土原町東上那珂16500-2)	宮崎県	工業地域	II	38 dB	○
	田中地区学習等供用施設 (佐土原町上田島688)	宮崎市	第1種 住居地域		47 dB	○

宮崎空港周辺の騒音対策区域は、昭和49年11月25日に運輸省(現国土交通省)により告示され、その後区域の見直しにより54年7月10日、57年3月30日にそれぞれ区域変更の告示が行われています。

平成24年4月1日の見直しにより現在の区域となり、以下の事業を行っています。

主な宮崎空港周辺での騒音対策事業

I 民家防音工事（未実施防音工事）

宮崎市では昭和 50 年度から事業を行っており、事業開始当初は 1 室又は 2 室のみの工事でしたが、54 年度から最高 5 室まで工事が可能となり、追加工事も含めて進めてきました。

防音工事は、昭和 49 年度及び 54 年度指定区域では外壁、天井、サッシ、空気調和機器の工事（A B 工法）となっており、57 年度指定区域ではサッシと空気調和機器のみの工事（C 工法）となっています。

対象戸数 563 戸のうち、令和 5 年度までに 561 戸の防音工事を実施しています。

II 告示日後住宅防音工事

昭和 49 年度及び 54 年度指定区域に、告示日の翌日から昭和 57 年 3 月 30 日までに建築された住宅への防音工事を行っています。

対象戸数 256 戸のうち、令和 5 年度までに 213 戸の防音工事を実施しています。

III 更新工事①（空気調和機器の 1 回目の取替）

防音工事の工事検査日から 10 年以上経過した住宅で、空気調和機器（冷暖房機、換気扇、レンジ用換気扇）の所要の機能が失われたものについて取替を行う事業です。

民家防音工事を行った住宅に対しては、令和 5 年度までに 827 台の工事を行いました。

告示日後住宅防音工事を行った住宅に対しては、令和 5 年度までに 174 台の工事を行いました。

IV 更新工事②（空気調和機器の 2 回目の取替）

更新工事①の終了後、更に 10 年以上が経過し所要の機能が失われたものについて取替を行う事業です。令和 5 年度までに 194 台の工事を行いました。告示日後住宅防音工事を行った住宅に対しては、令和 5 年度までに 23 台の工事を行いました。

V 更新工事③（空気調和機器の 3 回目の取替）

更新工事②の終了後（告示日後住宅除く）、更に 10 年以上が経過し所要の機能が失われたものについて取替を行う事業です。令和 5 年度までに 14 台の工事を行いました。

VI 更新工事④（空気調和機器の 4 回目の取替）

更新工事③の終了後（告示日後住宅除く）、更に 10 年以上が経過若しくは、更新工事③の対象にならなかった単身世帯で、所要の機能が失われたものについて取替を行う事業です。令和 5 年度までに 1 台の工事を行いました。

VII 教育施設等騒音防止対策事業（共同利用施設の整備）

航空機騒音による空港周辺地域の住民生活の障害を緩和するために、学習、集会等の場を提供することを目的に昭和 50 年度から実施してきた事業です。平成 4 年度までに 21 の共同利用施設を整備し、周辺住民に幅広く利用されています。

なお、平成 25 年度に 1 施設を廃止し、29 年度に 12 施設を地元自治会に譲渡、1 施設を庁舎に統合したため、現在は 7 施設となっています。

VIII その他

上記以外に、空港周辺施設への備品購入、生活保護等世帯への空気調和機器稼働費補助などの事業を行っています。

(5) 宮崎市公害防止条例に基づく騒音防止基準、及び制限

指定施設に係る騒音防止基準

騒音防止区域の区分及び基準値

P61 の特定工場等の騒音規制区域区分・基準値に準じる。

宮崎市公害防止条例に基づく指定施設に係る騒音防止基準

施 設 の 種 類	規 模 ・ 要 件 等
原動機を使用する機器	風力又は水力を利用するものを除く

飲食店営業等及び音響機器使用に係る制限

飲食店営業等

営 業 の 種 類	内 容
1 飲食店営業	食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業
2 ボウリング場営業	—
3 バッティング練習場営業	—
4 スケート場営業	—
5 ゴルフ練習場営業	—
6 興行場	映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設
7 自動車運送業	旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業のうち、駐車施設を有する営業
8 駐車場業	—

音響機器

音響機器の種類	内 容
1 カラオケ装置	伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置
2 音響再生装置	—
3 拡声装置	—
4 有線ラジオ放送装置	受信装置
5 楽器	—

飲食店営業等に係る騒音制限区域の区分及び基準値

区 域 の 区 分	基 準 値 [※]
	22～翌6時
第1・2種低層住居専用地域	40 dB
第1・2種中高層住居専用地域	45 dB
第1・2種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	50 dB
商業地域	
準工業地域	
工業地域	55 dB

※ 飲食店営業等の敷地境界における値。

飲食店営業等における音響機器使用に係る制限区域及び制限

区 域	制 限 内 容
	23～翌6時
第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	使 用 禁 止 [※]
} この中で、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの並びに住宅の周囲10m以内の区域	

※ 音響機器から発生する音が外部に漏れない営業施設については、この限りでない。

宮崎市公害防止条例に基づく拡声機使用の制限区域及び制限

区 域	制 限 内 容
学校、保育所、認定子ども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地及びその周囲50m以内の区域	使 用 禁 止 [※]

※ 祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い拡声機を使用する場合を除く。

騒音の目安（※ 出典「全国環境研協議会 騒音小委員会」）



2 振動

(1) 振動に関する基準等の設定

振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づき、振動に関する基準等を設定しています。

特定工場等の振動規制区域の区分及び基準値（振動規制法）

区域の区分	都市計画用途地域の目安 (詳細は環境指導課備えつけの規制区域図参照)	基準値(工場・事業場の敷地境界)	
		昼間 8～19時	夜間 19～翌8時
第1種	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	60 dB	55 dB
第2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 dB	60 dB

特定建設作業の振動規制区域の区分及び基準値等（振動規制法）

区域の区分	規制区域 (上の表の区分)	基準値 (現場敷地境界)	作業 禁止時刻	最大 作業時間	最大 作業日数	作業 禁止日
第1号	第1種 第2種 ※	75 dB	19～翌7時	10時間 /日	連続して 6日	日曜日
第2号	第1号区域 以外の区域		22～翌6時	14時間 /日		その他の 休日

※ 工業地域においては、学校、保育所、認定子ども園、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

※ 特定建設作業の規制時間の適用除外項目については、P62を参照。

道路交通の振動規制区域の区分及び要請限度（振動規制法）

区域の区分	都市計画用途地域の目安 (詳細は環境指導課備えつけの規制区域図参照)	限度値(道路の敷地境界)	
		昼間 8～19時	夜間 19～翌8時
第1種	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	65 dB	60 dB
第2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 dB	65 dB

(2) 振動規制に関する届出

振動規制区域内において、規制対象となる施設の設置等や建設作業を行う際は、事前に届出が必要です。令和5年度における施設に関する届出は2件（振動の防止の方法変更、氏名等の変更、施設の使用全廃、施設の承継に関する届出は除く。）、建設作業に関する届出は25件でした。

規制対象となる施設に関する届出状況（令和5年度末総数）

施 設 の 種 類		工場等数	施設数
1	金属加工機械	30	78
2	圧縮機	97	413
3	土石用破碎機等	0	0
4	織機	2	11
5	コンクリートブロックマシン等	3	3
6	木材加工機械	4	5
7	印刷機械	19	39
8	ロール機	0	0
9	合成樹脂用射出成形機	9	73
10	鋳造型機	0	0
届出工場等実数		164	

振動規制法に基づく特定施設

施 設 の 種 類			規 模 ・ 要 件 等
1	金属加工機械	イ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ロ. 機械プレス	—
		ハ. せん断機	原動機の定格出力が1 kW以上のもの。
		ニ. 鍛造機	—
		ホ. ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5 kW以上のもの。
2	圧縮機（冷凍機を除く）		一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。
4	織機		原動機を用いるもの。
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95 kW以上のもの。
	コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が10 kW以上のもの。
	コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が10 kW以上のもの。
6	木材加工機械	イ. ドラムバーカー	—
		ロ. チッパー	原動機の定格出力が2.2 kW以上のもの。
8	抄紙機		—
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2 kW以上のもの。
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30 kW以上のもの。
9	合成樹脂用射出成形機		—
10	鋳造型機		ジョルト式のもの。

規制対象施設に関する届出の様式・時期等についてはP67を参照。

規制対象となる建設作業に関する届出状況(令和5年度分)

建設作業の種類		届出数
1	くい打機等を使用する作業	5
2	鋼球を使用して破壊する作業	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	20
届出実数		25

※ 1件の届出に複数の建設作業が含まれている場合がある。

振動規制法に基づく特定建設作業

使用する作業機械の種類		規模・要件等
1	くい打機	もんけん及び圧入式を除く。
	くい抜機	油圧式を除く。
	くい打くい抜機	圧入式を除く。
2	鋼球	—
3	舗装版破碎機	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業。
4	ブレーカー	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業。

特定建設作業に関する届出

届出を必要とする場合	届出時期	添付書類
規制区域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合（様式第9号）	建設作業の開始の日の7日前	- 建設作業現場周辺の見取図 - 工事の工程表
提出部数：2部		

振動の大きさと地震との比較(出典;気象庁「震度階級の解説」)

(単位;dB)

震度 階級	振動 レベル	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	55以下	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	55～65	屋内で静かにしている人の中には、わずかな揺れを感じる人がいる。		
2	65～75	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人がいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	75～85	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	85～95	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	95～105	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強		大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	105～110	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。扉が開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強		立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	110以上		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強済みのブロック塀も破損するものがある。

3 悪臭

(1) 悪臭に関する基準等の設定

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づき、悪臭に関する基準等を設定しています。

工場・事業場の悪臭規制区域の区分及び基準値（悪臭防止法）

地域の 区 分	都市計画用途地域の当てはめ	基 準 値（臭気指数※）		
		敷地境界線	気体排出口	排水
A	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	12		28
B	準工業地域 工業地域 工業専用地域	15	左の基準値を 基に、臭気の 拡散状況を勘 案して、気体 排出口におけ る臭気の許容 限度として定 められる値	31
C	市街化調整区域 都市計画区域内の用途無指定地域 （田野町域）	18		34

※臭気指数

人の嗅覚によってにおいの強さを表す数値です。

においのついた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数値に10を乗じた数値です。

例えば、においのする空気や水を100倍に希釈したときににおいが感じられなくなった場合、臭気濃度は100、臭気指数は20となります。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log 10 (\text{臭気濃度})$$

(2) 悪臭規制に関する届出

騒音・振動のような届出は必要ありませんが、設置施設の種類に関係なく、規制区域内のすべての工場・事業場が規制対象となります。

第5章 ダイオキシン類

ダイオキシン類は、強い毒性を示す物質の総称であり、ゴミの焼却行為や自動車の排気ガス等により発生します。毒性には一般毒性、発がん性、生殖毒性等があり、人の健康あるいは生態系への影響が懸念されています。

このことから、「ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図る。」ことを目的に「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成12年1月15日から施行されました。

1 概況

本市では、大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壤のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視するため、大気1地点、公共用水域4地点（底質2地点）、地下水3地点及び土壤5地点の調査を行いました。

＜表-1＞＜図-1＞に環境中のダイオキシン類の調査結果及び調査地点を示しています。

（1）大気の現況

大気については、宮崎市立図書館の1地点で年4回調査したところ、環境基準(0.6 pg-TEQ/m³)を達成していました。

（2）水質の現況

ア 水質

公共用水域水質については相生橋、石崎橋、川口橋、梁川流量観測所の4地点（いずれも環境基準点）で調査したところ、すべての地点で環境基準（1 pg-TEQ/L）を達成していました。

イ 底質

公共用水域底質については、相生橋、石崎橋の2地点で調査したところ、環境基準（150 pg-TEQ/g）を達成していました。

ウ 地下水

地下水質については、3地点で調査したところ、環境基準（1 pg-TEQ/L）を達成していました。

（3）土壤の現況

土壤については、5地点で調査したところ、環境基準（1000 pg-TEQ/g）を達成していました。

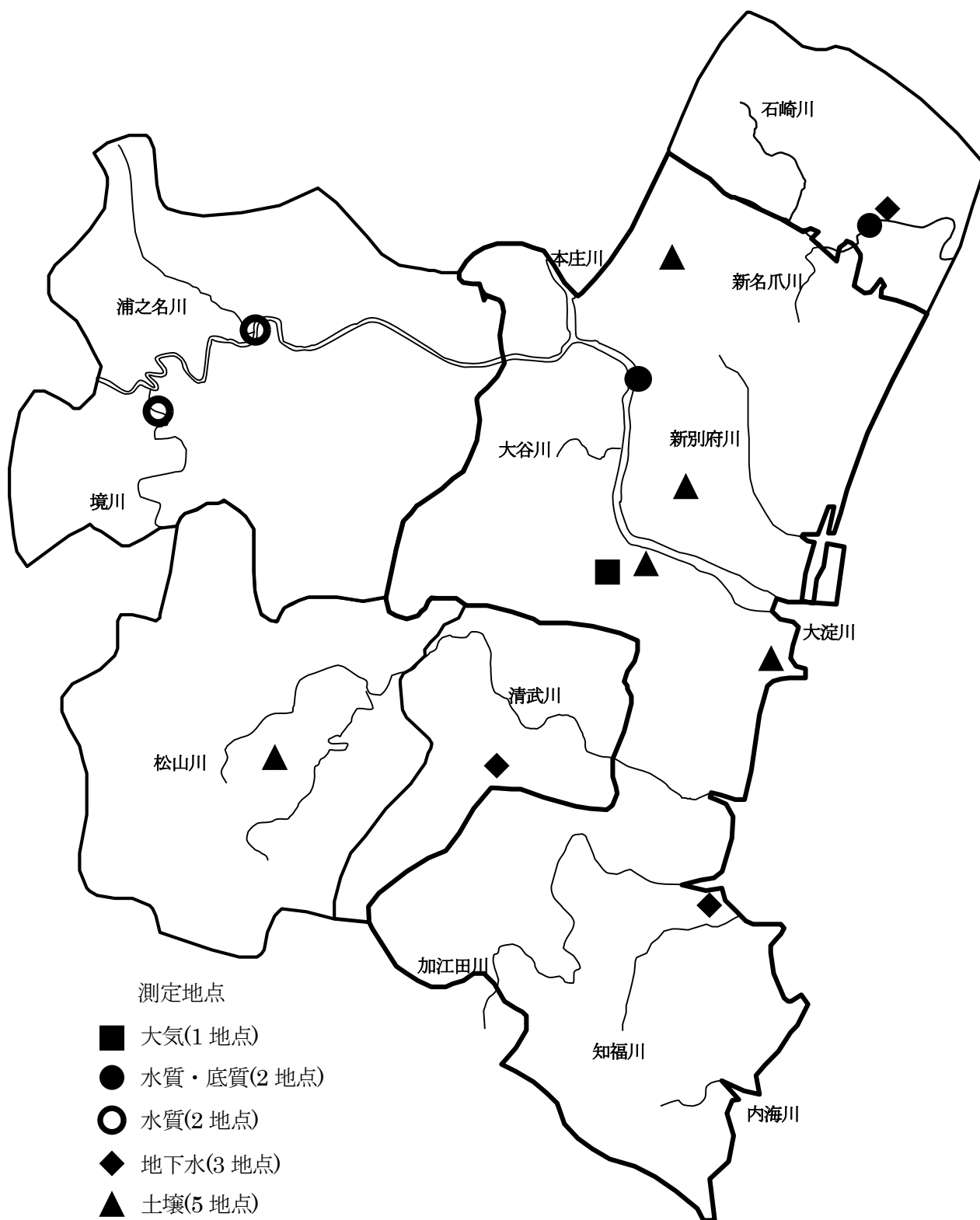
環境中ダイオキシン類調査結果

<表-1>

環境媒体	調査地点	調査時期	調査結果		環境基準	単位
大気	宮崎市立図書館	令和5年7月	0.0079	0.013 (4回平均値)	0.6	pg-TEQ/m ³
		令和5年10月	0.013			
		令和5年12月	0.0081			
		令和6年2月	0.023			
水質	大淀川(相生橋)	令和5年7月	0.11		1	pg-TEQ/L
	石崎川（石崎橋）	令和5年7月	0.19			
	浦之名側（川口橋）	令和5年7月	0.034			
	境川（梁川流量測定所）	令和5年7月	0.022			
底質	大淀川(相生橋)	令和5年7月	0.16		150	pg-TEQ/g
	石崎川（石崎橋）	令和5年7月	5.3			
地下水	佐土原町下田島	令和6年1月	0.022		1	pg-TEQ/L
	清武町今泉	令和6年1月	0.023			
	加江田	令和6年1月	0.022			
土壌	原町	令和5年10月	0.12		1,000	pg-TEQ/g
	淀川	令和5年10月	0.080			
	田野町乙	令和5年10月	0.043			
	瓜生野	令和5年10月	3.3			
	赤江	令和5年10月	1.7			

環境中ダイオキシン類調査地点

<図-1>



(4) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準

<表-2>

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底質除く)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備 考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制

(1) 工場・事業場対策

ダイオキシン類に関する規制は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）により、規制対象事業場の指導は、都道府県知事、指定都市及び中核市の長の権限とされているため、宮崎市が直接指導にあたることになっています。

また、特定施設の設置者は、排出するダイオキシン類濃度を毎年 1 回以上測定（以下「自主測定」という。）することが義務付けられています。

ア 大気基準適用施設

特定施設の届出施設数は令和 6 年 3 月 31 日現在で 14 施設（11 事業場）です。このうち令和 5 年度において、1 施設（1 事業場）の立入検査（書類検査）を実施したところ、指摘事項はありませんでした。

また、2 施設の立入検査を実施したところ、すべて排出基準に適合しており、自主測定の測定結果についても、全て排出基準に適合していました。

イ 水質基準適用事業場

特定施設の届出施設数は令和 6 年 3 月 31 日現在で 5 施設（3 事業場）です。このうち令和 5 年度において、4 施設（2 事業場）の立入検査（書類検査）を実施したところ、指摘事項はありませんでした。

また、自主測定の測定結果についても、全て排出基準に適合していました。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出施設数

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出施設数は、＜表－3＞及び＜表－4＞のとおりです。

ア 大気基準適用施設（令和6年3月31日現在）

＜表－3＞

特定施設の種類		施設規模（焼却能力）	事業場数※	施設数
5 号	廃棄物焼却炉 （火床面積が 0.5㎡ 以上、又は焼却能力が 50kg/h 以上）	4t/h 以上	11	3
		2t/h～4t/h		1
		2t/h 未満		10
合計			11	14

※ 事業場数欄には、1つの事業場に複数の特定施設を有する場合は、代表業種に1回カウントしてある。

イ 水質基準適用事業場（令和6年3月31日現在）

＜表－4＞

特定施設の種類			事業場数※	施設数
15 号	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	0	2
		灰の貯留施設	1	1
18 号	上記施設に係る下水を処理する下水道終末処理施設		2	2
合計			3	5

※ 事業場数欄には、1つの事業場に複数の特定施設を有する場合は、代表業種に1回カウントしてある。

(3) 特定施設に係る排出基準

ア 大気基準適用施設（単位：ng-TEQ/m³N）

＜表－5＞

特定施設の種類		施設規模 （焼却能力）	新設施設 基準	既存施設 基準
1号	鉄鋼業焼結施設	—	0.1	1
2号	製鋼用電気炉	—	0.5	5
3号	亜鉛回収施設	—	1	10
4号	アルミニウム合金製造施設	—	1	5
5号	廃棄物焼却炉（火床面積が0.5m ² 以上、又は焼却能力が50kg/h以上）	4 t/h以上	0.1	1
		2 t/h～4 t/h	1	5
		2 t/h未満	5	10

※ 既に大気汚染防止法において指定物質抑制基準が適用されていた新設の廃棄物焼却炉（能力200 kg/h以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

イ 水質基準適用事業場

排出基準：10 pg-TEQ/L（施行令別表第2第1号から第19号までに掲げる施設すべて）〈表-6〉

号番号	特定施設の種類
1号	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2号	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 [H14. 8. 15 追加施行]
3号	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 [H13. 12. 1 追加施行]
4号	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 [H14. 8. 15 追加施行]
5号	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 [H17. 9. 1 追加施行]
6号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7号	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H13. 12. 1 追加施行] イ 硫酸濃縮装置 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H13. 12. 1 追加施行] イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9号	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H16. 1. 1 追加施行] イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10号	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H16. 1. 1 追加施行] イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11号	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H14. 8. 15 追加施行] イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設

号番号	特定施設の種類
12 号	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13 号	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H14. 8. 15 追加施行] イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14 号	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H17. 9. 1 追加施行] イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15 号	表 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条 12 号の 2 及び第 13 号に掲げる施設 （12 号の 2）廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 （13 号）ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
17 号	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行例（平成 6 年政令第 308 号）別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H17. 9. 1 追加施行] イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18 号	下水道終末処理施設（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19 号	第 1 号から第 14 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 14 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

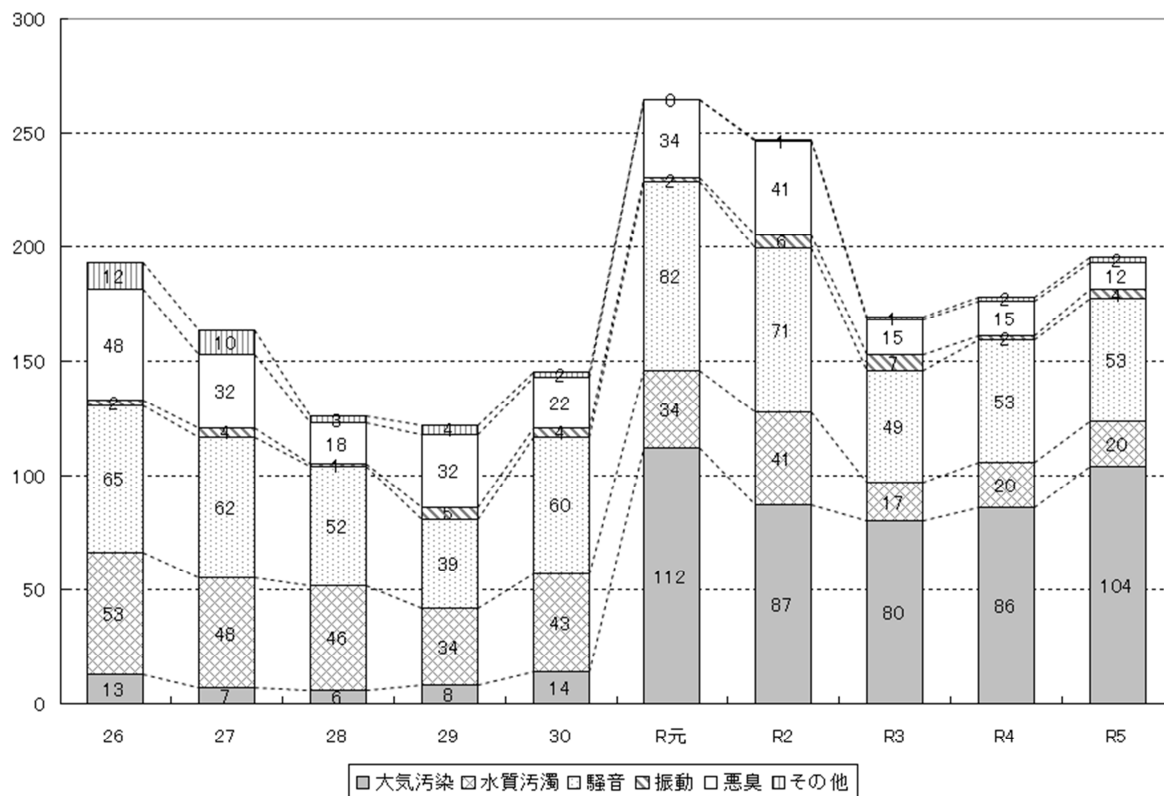
※ 廃棄物の最終処分場の放流水に係る基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10 pg-TEQ/L。

第6章 環境相談

1 環境相談の状況

令和5年度は195件の環境相談が寄せられました。特に「大気汚染」「騒音」に関する相談が多く、全体の81%を占めています。

(1) 年度別相談件数

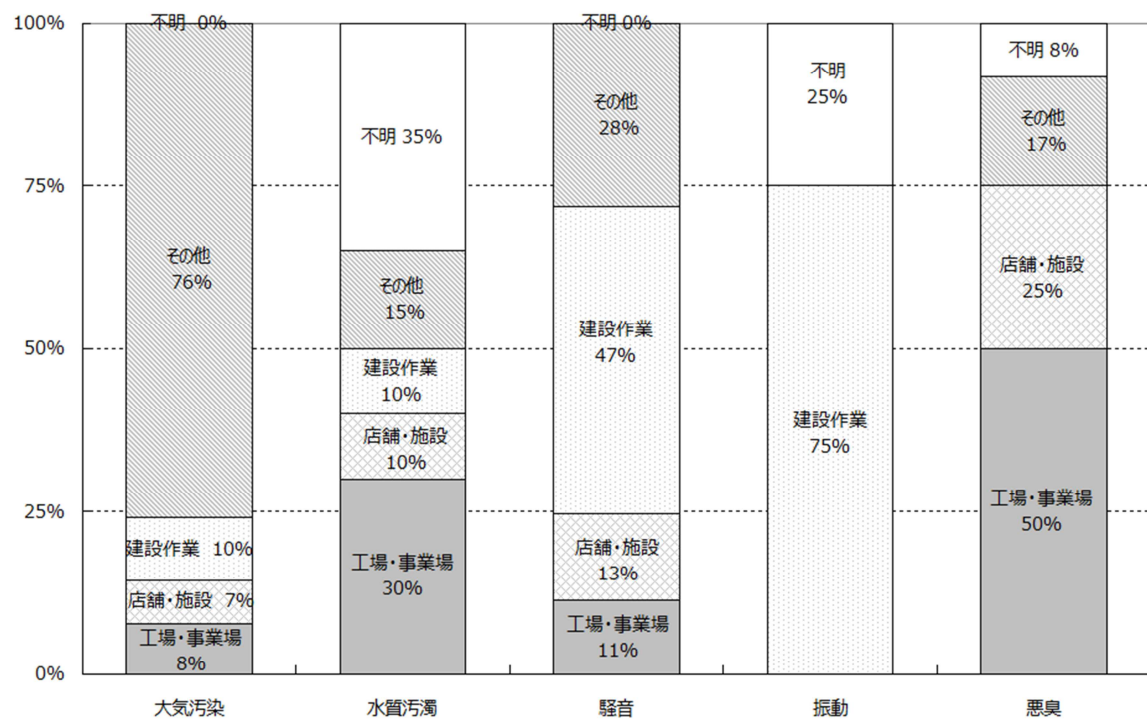


(件数)

相談の種類 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
大気汚染	13	7	6	8	14	112	87	80	86	104
水質汚濁	53	48	46	34	43	34	41	17	20	20
騒音	65	62	52	39	60	82	71	49	53	53
振動	2	4	1	5	4	2	6	7	2	4
悪臭	48	32	18	32	22	34	41	15	15	12
その他	12	10	3	4	2	0	1	1	2	2
合 計	193	163	126	122	145	264	247	169	178	195

※令和元年度分から大気汚染に野外焼却の相談を含めている。

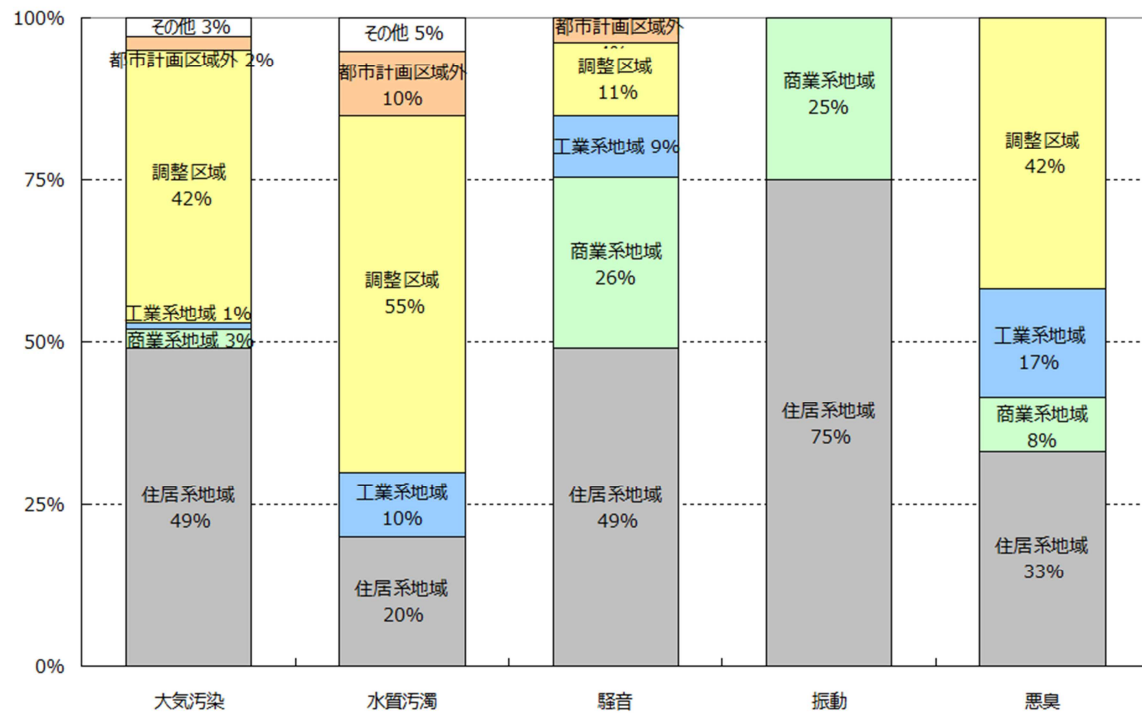
(2) 発生源内訳 (令和5年度)



(件数)

	工場・事業場	店舗・施設	建設作業	その他	不明	合計
大気汚染	8	7	10	79	0	104
水質汚濁	6	2	2	3	7	20
騒音	6	7	25	15	0	53
振動	0	0	3	0	1	4
悪臭	6	3	0	2	1	12
その他	1	1	0	0	0	2
合計	27	20	40	99	9	195

(3) 発生地域内訳 (令和5年度)



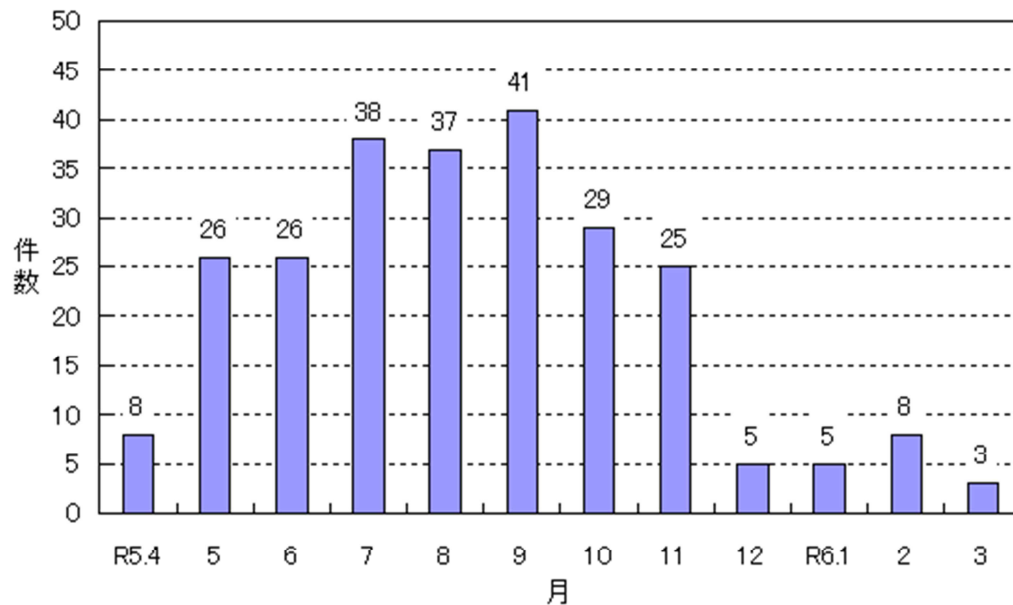
(件数)

	住居系地域	商業系地域	工業系地域	調整区域	都市計画区域外	その他	合計
大気汚染	51	3	1	44	2	3	104
水質汚濁	4	0	2	11	2	1	20
騒音	26	14	5	6	2	0	53
振動	3	1	0	0	0	0	4
悪臭	4	1	2	5	0	0	12
その他	1	1	0	0	0	0	2
合計	89	20	10	66	6	4	195

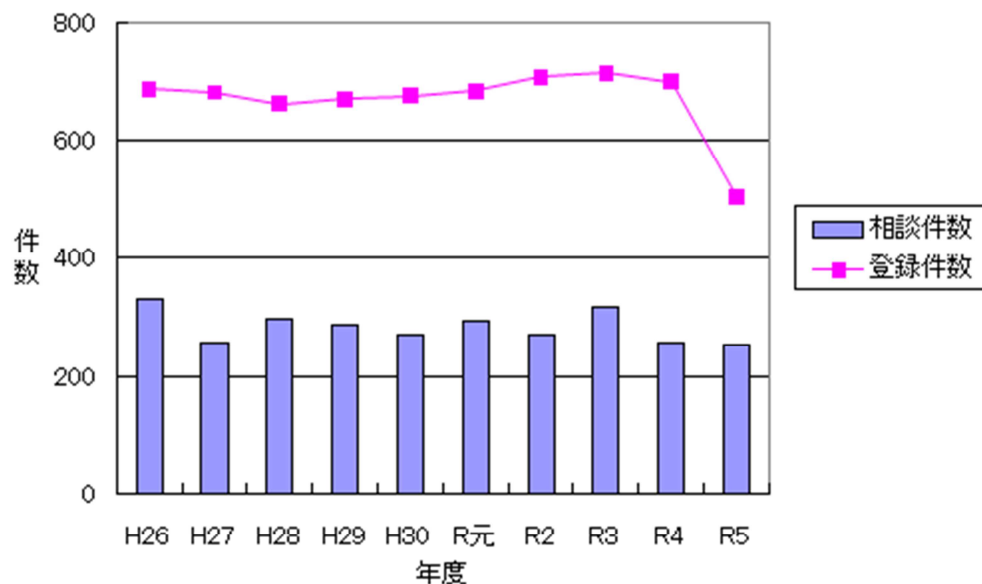
2 あき地の雑草等の相談状況

宮崎市では「あき地に放置された雑草又は枯草の除去に関する条例」に基づき、あき地の管理者等に対し雑草等の除去について指導を行っています。令和5年度は251件の相談が寄せられました。

(1) 月別相談件数 (令和5年度)



(2) 年度別相談件数と雑草地登録件数



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
相談件数	344	301	329	255	298	287	270	292	270	317	255	251
登録件数	695	676	686	680	661	669	675	683	706	713	698	503

第7章 特定工場における公害防止の取組

1 公害防止管理者制度

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定事業者に公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門的知識及び技能を有する公害防止管理者等からなる公害防止組織を整備することを義務づけ、特定工場の公害防止に取り組むことを目的としています。なお、選任等をしたときは届出が必要です。

2 特定工場

特定工場とは、原則として日本標準産業分類による、①製造業(物品の加工業を含む。)、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業に属する事業の用に供し、かつ、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める対象施設に該当する工場をいいます。

【届出件数】(令和6年3月31日現在)

①汚水等排出施設	:	5件
②ばい煙発生施設	:	8件
③一般粉じん発生施設	:	1件
④騒音発生施設	:	2件
⑤振動発生施設	:	3件